

297

51

事故本

切り取り

P. 19 ~ 30

1987. 11. 19

不良兵の教育法

軍隊教育実験会著

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



297

51

甲隊教育實驗會著

# 不良兵の教育法

全

東京

兵事雜誌社

## 不良兵教育法の序

今日の軍隊教育は往時の幼稚なる教育法と較べると其の進歩に於て恰も釣鐘と提灯程の差がある然しながら社會の進歩の増加とは何れの國を見ても正比例して居るのである、兵卒の罪も亦同様で年々軍法會議にて處刑せらるゝものは實に二千の數に達して居る、其の外懲罰處分乃至は注意人物として上官の特殊取扱を受けた兵卒を總合したならば實に數萬に達するであらうと思ふ、是れ恐らくは兵卒の個性を顧みることなく漫然として唯だ器械的に同一模型に投じ様とした現代教育の欠陥に原因して居るのであるまいか若し夫れ苗を田に植え後に肥料を施し、桑を畑に栽培して後に肥する様な教育方法であるならば其の完成は覺束ないのである。

嘗てライブニック氏は曰く

教育法ヲ改善セバ人類ヲ一新スルコトカ出來ル、少年ヲ改善セバ人類ヲ向上セシムルコトガ出來ル、我ニ教育ヲ與ヘヨ百年ナラズシテ歐洲ノ面目ヲ一變シテ見セント。

實に壯快と云はざるを得ない。  
本著は此處に見る所あり軍隊教育實驗會員が自ら一々先輩將校の蘊蓄を受けて兵卒が平素不良行爲を行ふに至る凡ての原因動機経路及び其の矯正手段、豫防方法及び教育上の諸注意に涉りて詳述したのである若し夫れ熱誠なる軍隊教育者諸賢の御高教を得且つは一人たりとも不良兵を少なくするの結果を見るを得ば本會同人の本懐何ものか之に過ぎんや。

會員の一員記す

大正二年五月

### 不良兵の教育法目次

第一節	不良兵教育の必要	一
第二節	不良行爲増加の状態	四
第三節	不良兵を出すは中隊長の責任なり	一一
第四節	教育と不良行爲との關係	一三
第五節	不良行爲と犯罪との關係	一六
第六節	不良行爲と性慾との關係	一九
第七節	不良行爲と讀書との關係	二九
第八節	不良行爲と壯丁との境遇	三一
1	遺傳	三一
2	家庭	三四
3	繼子	三七

第九節

不良兵に化し易き壯丁の境遇

4	私生子	三八
5	職業	四〇
6	生活地	四二
1	飲酒	四三
2	虚言	四八
3	窃盜	五三
4	逃亡	五七
5	自殺	六〇

第十節

兵卒氣質の區分及之に對する取扱

1	多血質の兵卒	七六
2	膽汁質の兵卒	七七
3	憂鬱質の兵卒	七八

第十一節

不良兵の性癖に對する取扱

4	粘液質の兵卒	七九
5	四氣質の比較	八〇
1	怠惰な兵卒	八六
2	争鬭を好む兵卒	八八
3	不潔な兵卒	八九
4	放縱な兵卒	九〇
5	躁急な兵卒	九二
6	憂鬱な兵卒	九二
7	強情な兵卒	九四
8	虐待を好む兵卒	九五
9	憤怒し易い兵卒	九六
10	將校を恐れる兵卒	九八

第十二節 不良兵教育の要領……………九九

- 1 強制教育……………九九
- 2 豫防教育……………九九
- 3 機会を興ふる勿れ……………一〇三
- 4 保護の必要……………一〇五

第十三節 懺悔した兵卒の取扱……………一〇八

- 1 將來主義たるべし……………一〇九
- 2 同情心……………一一〇
- 3 教育者の言語……………一一一
- 4 個人訓戒……………一二二
- 5 賞 罰……………一二四
- 6 不品行爲の要素……………一二六

第十四節 叱り方の要領……………一二六

第一 罰の目的……………一二七

- 1 罪其物を罰する……………一二七
- 2 言ひ譯のために罰する……………一二七
- 3 悪い事を再びせしめぬ爲めに罰する……………一二七

第二 罰し方の種類……………一二八

- 1 體 罰……………一二八
- 2 生活慾を制限する罰……………一二〇
- 3 所有慾を妨ぐる罰……………一二〇
- 4 自由慾を束縛する罰……………一二一
- 5 名譽に訴ふる罰……………一二一
- 6 威 赫……………一二二

第三 小言の言ひ方……………一二二

- 1 根本的に間違つた小言……………一二二

### 不良兵の教育法目次終

2	方法の間違つた小言	一二四
3	實に怪しからぬ叱り方	一二六
4	無用の叱り方	一二七
第四	叱り方一般の注意	一二七
1	兵卒を尊敬せよ信用せよ	一二七
2	形を叱るな内を叱れ	一二八
3	小言の最大秘訣	一二八
4	小言の後を完成せよ	一二八
5	自分單位に小言を爲すな	一二九

## 不良兵の教育法

軍隊教育實驗會著

### 第一節 不良兵教育の必要

不良兵の教育と云ふことは極めて重大な問題である。獨り軍隊教育のみならずまた實に學校教育や社會教育の問題である。一言以て之を蔽へば家庭、學校、社會と洽ねく三方面に亘つて重大な關係を有つて居る所の緊急適切な問題であるから實に軍隊教育家の特に考慮を用ひなければならぬ所であると思考する而して先づ第一に軍隊と云ふ點から之を考へて見ると軍隊に收容して居る所の多數の兵卒の中には動もすると不良の性行を現はし教育上非常に骨の折れる者がある。さうして斯かる兵卒は獨り其の本人の身上に取つて實に此上も無い不幸であるのみならず

不良兵の教育

延いては他の兵卒に悪い風を傳へ又一般軍隊生活の秩序を亂し殊に教育上に頗る困難を與へる所のものである。

勇敢にして淳朴な國民の養成を以て其の主なる任務として居る所の軍隊教育に在つては之を如何に取扱はなければならんか又如何に之を矯正發達せしむべきであるかと云ふことに就ては最も思ひを致さなければならん所である、實に教育家の特に注意を要する所以である。

又た之を家庭と云ふ方面から考察して見ると一體、壯丁の性質と云ふことに就ては寧ろ家庭の責任であらうと思ふ、凡そ子を持つ親は其の子供の彌が上にも善良な性質を發達せしめつゝ、向上進歩することを希はぬ者はあるまいと思ふ、然るに動もすると早くから不良な性質を現し人に迷惑を懸ける者があるのは是は其の小供の將來のため實に寒心すべき事であるのみならず凡そ世に子を有つ親の身に取つては斯の如き悲むべき又憂ふべきことはなからうと思はるゝのである、夫れ故に之を如何

すべきかと云ふ事に就ては家庭に於て最も考慮を加へなければならんに所のものであらうと思はるゝ。

次に之を社會と云ふ方面から考察して見ると社會の隆替は其の分子たる所の個人の善良なものと否なとに依つて定まるのである、今日の兵卒は實に國家の干城として又善良な國民として國家を脊負つて立つべき者である、然るに斯う云ふ大事な將來、國家を脊負つて立つべき兵卒の中に怠慢、不良にして徳性を破り惡事を行ひ秩序を破る様な者が段々生ずると云ふ事に就ては社會全體から見て最も憂慮すべき事である、であるから一人なりとも斯かる不良な者を矯正し、救治し以て健全にして有爲社會になすある善良な分子と爲すと云ふことに就ては社會の方面から見て志士仁人の最も思ひを致さなければならぬ事であらうと思ふ。

斯くの如く考察して來ると之を家庭と云ふ方面から見ても之を學校と云ふ方面から見ても將た又之を社會と云ふ方面から考察しても不良兵



教育の問題は極めて重大な關係を有つて居る所の緊急適切な問題である。云はなければならぬ、殊に軍隊は子弟を家庭から受けて之に教育を加へ然る後に之を國家に出すのであるから教育の任に當る者は獨り其の軍隊に於て兵卒の品性陶冶の上に考慮を加ふるのみでなく更らに進んで遍く之を家庭の方面から見又社會の方面から見ても見て確固たる考慮を以て着實な方法を講究しさうして軍隊教育の効果を十分に揚げると云ふことに就ては最も大なる努力奮勵を加へなければならぬことは言ふまでもない所である。斯様に考へ來ると不良兵教育の事に就ての研究はあながち無益な事では無からうかと信ずる。

### 第二節 不良行爲増加の状態

社界の物質的文明の進むと共に各種犯罪者の數は著しく増加して來たことである、之を統計について見るも明治三十八年度の違警罪犯罪者は

六十八萬五千五百六十九人であつたのが明治四十一年には七十四萬一千七百九十七人と云ふ割合に増加して居る、所が斯かる有様は單に我國に於てのみではない他の文明諸國にあつても殆んど同様の状態である、獨逸の如きは千八百八十二年から千九百七七年に亘る二十五ヶ年間に未成年者の犯罪許りでも三萬から五萬に増加して居るし又米國に於ても未成年者の犯罪數は千八百八十年から千八百九十年に至る十ヶ年の間に於て約三割の増加を見たのである、斯様な譯りで、未成年者の犯罪だけではあるが少しながらも減少の傾向を示して居るのは今日廣い世界に於いて唯だ單り英國あるのみである。

尙ほ此の未成年者が、やがて二十歳になると軍隊教育を受けねばならぬいと云ふ事を考へますると未成年の犯罪の増加は軍隊教育にとつては實に棄て置き難い現象であると言はなければならぬ。

殊に此の現象の中に於いても驚くべきことは年にも似合はぬ随分重い

罪を犯す者の多いと云ふことである。  
 余は嘗て某縣青年の犯罪状態を調査して初年兵の第一期教育の参考とした事がある其の時の犯罪数は左表の如くであつた。

犯名	自十四歳至二十歳		自二十歳至三十歳		自三十歳至四十歳		自四十歳至五十歳		五十歳以上
	一六	三九	二三	一三	一三	一三			
窃盜	一六	三九	二三	一三	一三	一三	三		
賭博	八	二二	二六	三〇	七				
横領	一三	九	一	一					
強盜	一	二	〇	〇					

次に佛國に於ける調査に據れば五千四百三人の刑事宣告を受けた未成年者に就いての其の年齢調査表は次の如くである。

年齢	員數
八歳	一四

又千八百九十年度の米國の統計報告によると同國未成年にして感化院に送られた者の罪狀が次の如くになつて居る。

自八歳至十歳	一五九
自十一歳至十二歳	四二五
自十三歳至十四歳	一二一四
自十五歳至十六歳	一七三九
自十七歳至十八歳	一七六五
自十八歳至十九歳	七一四
二十歳	三

  

暗殺	道徳	盜賊
殺々々	犯	賊
害		
一三三二	二二三	四一三六

虚言浮浪	一二六〇
親不孝	一〇五五
其他の犯罪	一三八

其の他斯ふ云ふ種類の統計が澤山に擧つて居るが、要するに二十一歳から二十五歳に至る間に於ては一般に身體に關する犯罪が多く、二十歳未満のものにあつては比較的財産とか性慾に關する犯罪が多いと云ふことと一致して居る。軍法會議に於ける處刑累年の比較を見るに明治二十年には千七百二人の處刑者であつたのは明治四十年には千九百九十三人で翌四十一年には二千百三十人に増加して居る。全國衛戍監獄在監人員を調査して見ると明治四十四年度の統計は左表の如くである。

年 度	人 員	平均一日の在監人員
明治三十九年度	四五二	六二〇、九八

明治四十年 度	五八三	六六〇、二五
明治四十一年 度	六〇七	七二七、四七
明治四十二年 度	六一八	七〇六、〇五
明治四十三年 度	五一八	五九九、八一
明治四十四年 度	四六三	五三三、三四

又た明治四十四年度に於ける軍法會議の處刑人員は實に千二百十五人である。此の多數の兵卒は如何なる犯罪によつて處刑せられたのであるかと云ふと左表の如くである併し其の犯罰別は主なるもの許りを列擧したのである。

哨兵睡眠	三八、
上官暴行	二三、

不良兵の教育

社會の風潮と共に犯罪者の増加は前述の通りであるさうして軍隊の犯罪の増加した事も亦争はれぬ事實である是は單に軍法會議に於ての處刑者のみではなく懲罰の處分を受けた者を調査したならば實に驚くべき數に達して居るであらうと思はれる、又懲罰處分迄でに至らないでも中隊教育上特別に監督指導して所謂禍を未然に防いだ者も多々あるであらうと思はれる。

逃	官	竊	詐	横	郵便
品	毀	盜	欺	領	犯
棄	業	盜	欺	領	犯
一七三、	九四、	四三五、	九〇、	五四、	一一、

斯くの如く軍隊教育上特に注意を拂はなければならぬ兵卒の教育方法を不良兵教育と名命して本書に述ぶる次第である、さうして犯罪者即ち不良兵と云ふ狹義の意味ではないのである。

**第三節 不良兵を出すのは中隊長の責任なり**

元來兵卒の取締並に之が教育と云ふことに就ては父たる中隊長のなすべき仕事に屬するのである然るに中隊長が己がなすべき義務を爲さず、己が盡すべき責任を盡さない事があつて部下兵卒をして懲罰處分をうけしめ軍法會議に附し又は懲治隊に遣はす様になるのである蓋し親が小供を生めば其の子の誕生と同時に之を一人前の人間に仕上げるまで教育すると云ふ義務を有つて居ると同様で中隊長が壯丁を受領した上は如何なる事故に遭遇しても立派な兵卒に作り上げなければ中隊長

不良兵の教育

の責任をつくしたと云ふ譯には行かない。中隊長ニナルノハ容易イケド中隊長タルノハ難ツカシイ」と云ふことがある之れ誠に千古の名言である。眞の中隊長たり眞の中隊長たる義務を全ふするのは仲々難つかしい事である。そこで中隊長たるもの、義務と云ふことは唯だ兵卒が各個教練が出来る、射撃が上手であると云ふて夫れで勉めが終つた譯ではない又學科や内務教育が良好であると云ふて夫れでもう其の教育が濟んだと云ふ様な樂な譯にも參いらるのである。實は除隊後在郷軍人として世の中に立つて獨立の人間となり一人前の仕事をして社會のため相當な働きを爲し他人に對して決して迷惑を掛けないと云ふ所まで在營二ヶ年の教育で進めなければ中隊長たるものが他人の子弟を引き請けた時に生じた眞の義務を全ふしたものは云はれないのである。

吾人が毎年除隊兵なるものを送り出すときに能く勅諭の五ヶ條の要旨に適へる人物を父兄の手に渡したりしか將又善良な軍隊教育者として

國家の要求する所、社會の必要とする處に該當せしかと思ふて茲に至れば、吾人は見本違ひの粗惡な商品を購入に賣渡した不正商人の感がないであらうか。況んや折角預つた國家の軍人を不良兵として除隊せしめるに於ては實に申譯がない事であると思ふであらう。

#### 第四節 教育と不良行爲との關係

教育と犯罪とは頗る密接な關係を有して居るのである。明治三十八年度の統計によつて見ると重禁錮以上の刑罰に處せられたものは總計六萬三千五百人ある此の内に全く文字の解らないもの即ち所謂眼に一丁字の無い者が三萬千三百人の多數を占めて居る。夫れから次はやつと文字を解することが出来るると云ふものが二萬六千九百四人で其の次は小学校を卒業したものが四千六百四人で更に中學校の程度に至ると僅か五百六十四人に過ぎない。此の統計によると總數の殆んど半分と云ふもの

は所謂眼に一丁字の無いものである、夫れから漸やく文字を解し得るもの、數が之に次ぎ、小學校卒業程度のものとなると更らに減つて小學校卒業程度の者と夫れ以下の者との間には大きな間隔が出来て居て更に中學校卒業程度の者になると著しく減少して居るのである、此の有様を良く考へて見ると教育の多寡と云ふことは犯罰數と正しく相反比例して居つて殊に教育程度に對する犯罪數の多少の差が實に著しく目立つて居るのである。

以上述べたことは軍隊以外の事實であるが更に軍法會議に於ける處刑人員に就いて研究して見ると茲に最も注意しなければならぬことが生じて來る明治四十四年度に於ける軍法會議の處刑人員が千二百十五人あつたが其の内の四百四十六人と云ふものは尋常小學校全科を卒へない者で七百六十九名は尋常小學校を卒業した者である其の外、中學を卒業したものは百八十八高等學校以上を卒業したものが三人あつた、地方

一般から云ふと犯罪者の數は無教育者に多いのであるが軍隊では尋常小學校を卒業したものが最多數を占めて居る之れは誠に驚くべき現象で亦研究の價值があることと思はれるのである而して此の有様は明治四十四年度許りでなく毎年同じであると云ふ事は各統計上に明かである。斯く軍隊以外の犯罪に於て無教育者に多いと云ふことは恐らくは國民教育をも満足に受けることが出来ない様な家庭は一般に貧困者であるから従つて衣食住に窮すると云ふ點が原因となつて犯罪者が多いのであらうと思ふ然るに一方では家庭にあつて例へ衣食住に窮したのも一度軍隊生活に移ると衣食住の方は少しも心配がない従つて犯罪の動機が減する事と思はれる之に反し國民教育を受け卒つたものは家庭にあつて衣食住に窮する願慮が少ないが唯た貧乏者に比して比較的忍耐心が弱いため軍紀の嚴守と云ふ點に努力が足りない爲めにかゝる結果を見ることと思はれる尙ほ軍法會議の處刑人員の統計が左表の如く

である。

年次	教育別				總計
	尋常未卒業	尋常卒業	中學卒業	高等教育を受けたる者	
明治三十九年	一一二〇	一〇九八	四	〇	二二二二
明治四十年	八二二	一一六五	二	三	一九九三
明治四十一年	八三四	一二〇一	三	二	二一三〇
明治四十二年	六二一	一二五四	四	三	二一八八
明治四十三年	五五〇	八九一	二	一	一四四四
明治四十四年	四四六	七六九	一	三	一二一五

第五節 不良行爲と犯罪との關係

不良者の性癖に供ふ犯罪の種類は中々多くあるが米國の「シーヤス」と云ふ人は總數一千人の未成年者の處刑に就いて調査して其の結果を次の

如き比例を以て發表して居る。

種類	員數
不秩序	一七、三二
不注意	一三、三〇
遁亡	一、三〇
喧嘩	一〇、〇〇
ノラ	六、三〇
粗暴	六、〇〇
叩き合ひ	五、三〇
虚言	四、〇〇
窃盜	一、〇〇
其他のもの	七、三〇

不良兵の教育

# 欠

又明治四十四年度の軍法會議の處分罪數は左の通りである

種	類	員	數
哨兵睡眠して職務を怠る			四二
逃	亡		三八二
軍用に供する物を毀棄す			一七九
傷	害		八六
窃	盜		九七八
詐	欺		四二六
自己の占領する他人の物を横領す			二一五
其他は略す			
計			二七一八



# 欠

る。

時としては將校の知らぬ間に又班長も氣がつかん間に春書であるとか美人繪はがきとか又は賣笑婦の寫眞の様なものに眼を曝らした爲めに不良行爲をなす動機となつたことも少なくないから一方には斯の如き良くないものを防遏すると同時に他方に於ては善良な讀物を選択して示すと云ふことが必要である。

## 第八節 不良行爲と壯丁との境遇

### 一 遺傳<sup>◎</sup>

諺にも云ふ通り瓜の蔓に茄は成らない、鷄の子に鶩が出来ないと同じ譯けで悪い遺傳を持つて居るものには悪い行狀が現はれることは固より喋々を要せぬ。

犯罪に關する遺傳の統計を見るに兩親の精神病が原因となつて居る

不良兵の教育

もの、数が「シチアルト」は千七百十四人の犯罪人中六プロセント七なりと謂ひ「マロー」は犯罪人五百七人を取調べ十二プロセント六を認め「ベント」は五百人中十八プロセントを認めて居る、次に神経病より直接に遺傳したものを「シチアルト」は犯罪人の一プロセント七なりとし「マロー」は二プロセント七「ベント」は八プロセントなりと云ひ「タルノヴスカ」は賤業婦及婦人の窃盜に付き取調べ六プロセントであると言つて居る又酒精中毒より直接に遺傳したものを「シチアルト」は生命に對する罪を犯したものを除いた犯罪人千七百十四人に付き取調べた結果は十六プロセントであると言ひ「ベント」は同様な犯罪人五百人に付き三十プロセント「マロー」は五百〇七人に付き四十六プロセント「ロシイ」は七十一人に付き四十三プロセント五であると言つて居る「タルノヴスカ」は賤業婦百五十人、婦人の窃盜百人に付き六十九プロセントを認め「テサルロ」は労働場に收容せられた少年者百四十五人に付いては二

十五プロセントを認め又「エルミラ」監獄の統計は少年犯六千五百人に付き三十八プロセントを示し「プロイセン」の監獄に於ては囚人一萬七千四百十八人に付き「ベール」が取調べた結果は二十二プロセント五「ハイエルン」の監獄に於ける囚人四千〇八十七人に付き「ベール」の取調べは三十四プロセントであると言ふことになつて居る又罪を犯した両親と子の罪を犯した者との割合を見ると「シチアルト」は生命に對する罪以外の犯罪人千七百四十人に付き四十三プロセント七を認め「マロー」は五百〇九人に付き四プロセントを「ヴィルテイリイ」は百人に付き三十三プロセント二「ベント」は五百人に付き十七プロセント六を認めて居る「テサルロ」は労働場に收容せられた少年者百十八人に付き三十プロセント「ヨリイ」は強制教育を受ける者七千七百人に付き其の両親の罪を犯せる者十三プロセント、両親の浮浪乞丐の廉で處罰せられた者十二プロセントを認め「フェレ」は少年犯八千三百二十七人に付き三十

プロセント五を認めて居る。  
吾人は右の統計によつて遺傳と云ふことの事實を認めなければならぬ唯た右の數字の示す如く各多少の相違があるから絶對數を知ることは極めて困難な事柄である。

## 二 家庭

子供は家庭の鏡で親に似ぬ子は鬼子と稱する諺の通り三千世界の内に親に似ぬ子はないであらう。

最近フロシア州の不良兒に關する統計を見るに百分の四十有餘は其の小供の幼時に父母の双方若しくは一方を失ふた者で百分の五十七は紊亂した家庭の小兒である、石川五右衛門の子に五郎市と云ふ者があつて親の五右衛門は大泥棒であつたが此の五郎市も小供の時から洵に手癖が悪かつたとの事である或時五郎市が遊んで居つて近隣の玄關先に脱いであつた立派な下駄を見て其の片方を一つ持つて歸つ

て來たさうすると五郎市の御母さんが御前は下駄を片方取つて來たどて何の役にも立たぬではないか一足揃はなければ穿けないと申した所が五郎市は成程と思つて再び片方を持つて來て下駄を一足泥棒したと云ふ話がある是れは遺傳と母の悪い教訓とが併せ働いたものと言はなければならぬ子を持つ親の心はそれこそ皆一つであるべき筈なるに己が不心得から小供に對し盡くさなければならぬ當然の義務をさへ盡さず又小供に對し教育の務めを全うしない者も少なくない例へ生活の事情からとは云へ子供を學校に入れることも出來ず又家庭にあつても碌に世話もせないで丸で抛つて置くと云ふことは遂に浮浪漂泊の不幸者を生せしめたり或は社會の混濁中に彷徨する不良者を出したり段々進んでは罪科を犯すところの所謂未成年犯罪者を生せしめて來るのである。

綿密に觀察して見ると禽獸蟲魚と雖も或る意味に於ては教育を或點

まで加へる様である例へば猫は其の生んだ兒を鼠の居る所へ連れて行つて自ら鼠を捕へる業を習はしむる事もある、親鳥は雛の羽の生えかゝつた頃には其の巢より飛び出づることを監督して習はすることもある、唯だ人間社會に於ては之が一層進歩して居らねばならないふ云ふだけであると思ふ。

嘗て姫路懲治隊の中隊長の講話中に懲治卒の家庭景況として左のことがあつたと思ふ。

- 1 放任 子弟のなすがまゝにまかしたものの。
- 2 紊亂 一家擧つて不規律にして各自勝手に振舞をなすもの。
- 3 淫猥 父は妾を置き母は情夫を有す。
- 4 冷酷 飲食を制限し又は虐待す。
- 5 過愛 子弟の言ふがまゝにまかす。
- 6 不和合 喧嘩口論絶間なきもの。

## 三

繼子<sup>◎</sup>

7 窃盜詐僞 虚妄を吐き陰口利き他人のものを掠むもの。

8 賭博 父母共に之を職業となすもの。

9 怠惰 家業を勉めざるもの。

10 放蕩 金錢を浪費し身持修らざるもの。

11 貧困 衣食住に差支ふるもの。

余は嘗て福島縣の或る不良兒訓陶院を見學した事がある其の時の談によると訓陶院生徒の百分の四十は繼子であると思ふことであつた。又姫路徴治卒に就いて調査するに實母を有するもの百分の三十に對して孤兒私生兒等は百分の七十二に達して居るのである。

繼子が僻むと云ふことは随分世間に聞くことであるが然し大抵は初めから繼子が僻む譯ではなく繼母が僻がます様にするのではあるまいか、繼兒虐めと云ふ事は何れの國に行つてもある事であるが虐めら

れて然かも僻がまないと云ふものこそ稀れであつて然かも僻がめば尙ほ虐めると云ふ様な譯けで果ては不良者となつて仕舞ふのである。繼子と云ふ譯けではないが兵卒の中隊換をすると云ふときに人選の當を得ないと編入換をされた兵卒は僻み根生を出すものであるから教育者の注意すべき事である又之は單に兵卒のみでなく下士の編入換を行ふときにも篤と注意しなければならぬことである。

四 私生兒

私生兒と云ふものは正常な夫婦關係の間に生れ温かい家庭に養育せられて生長したものに較べたならば其の品性の基礎に於て種々な障礙に出遇ひ遂に不良の傾向を現はすことが多いのである、元來私生兒と云ふ者は實に憐れな状態にあるものである吾人は亦之等の者を呼ぶに俗に日蔭者など、稱し通常の人交りと異なる様にして居る觀がある従つて其の生育も待遇も之を正常な夫婦關係の間に生れた者に

比較すると餘程卑いものとせられて居る又私生兒の生るゝ家庭から考へて見ても貧乏な家が多いから従つて其の養育扶持に充分力を用ゐることが出来ない此等の事情が相纏綿して其の結果彼等は已に入營前に不良者となり入營後は遂に不良兵と化することが多い。フロイセン州の感化院に於て十八歳以下の未成年者に對し左の統計が掲げられてあつた。

年 度	正常な夫婦關係の間に生れたるもの	私 生 兒	正常な夫婦關係の間に生れたるもの、百分比例	私 生 兒 百分比例
一九〇一	六四四五	一三四二	八二、七	一七、三
一九〇二	五一四九	一〇四七	八三、一	一六、九
一九〇三	五四五六	一〇六七	八三、六	一六、四
一九〇四	五三二九	一一二九	八二、五	一七、五

不良兵の教育

又獨逸の某學者の説によると正當な夫婦關係の間に生れたもので犯罪者となつた數が百分の七七であるが私生兒で罪を犯すに至つたものが百分の一〇、九と云ふ多數に達して居ると云ふ事である。之を要するに私生兒は正當な夫婦關係の間に生れた者に較べると犯罪者が多いと云ふ事は明かである。

五 職<sup>◎</sup>業<sup>◎</sup>

余は嘗て某衛戍地小學校に於て生徒の成績と職業との關係を調査した事がある、其の時最も成績が不良であつたのは工業特に手職に従事して居る家庭の少年少女であつた、此手職に従事する家庭と云ふものは犯罪に於ても同様に多數を出して居る之に反し農業に従事して居るものゝ家庭には犯罪者が少なく、土地は人を化し人は土地を化すと云ふ言葉の通りであると思ふ故に軍隊に於て農藝を奨励すると云ふことも單に入營前の職業の嗜味を忘れぬと云ふ點から許でなく精神

修養上有効な手段であると思ふのである。然し農業に従事するものと云ふても其の生活地の状態によつて随分多くの犯罪者を生じた例もあるから一概には云ふことが出来ない場合もある、嘗て某衛戍地附近の犯罪と職業の關係を調査した結果は左表の如くであつた。

罪名	職業	日	雇	大	工	農	無	職	職	工	計
竊盜		一			一〇	一八		九		一	三九
賭博		一六			〇	四七		四		一	六八

右の表中農業者が四十七と云ふ大多數を占めて居ることは彼等は毎年冬期半ヶ年と云ふ永い間降雪のために農業が出来ないと云ふ原因から生じた事と思はれるが「小人閑居して不善を成す」と云ふ格言の通りである。

六 生活地<sup>◎</sup>

凡て都會には危険なる誘引や機會が多くて、意志身體共に薄弱である青少年は之に感染し易いと云ふことに至つては争ふべからざる事實である。

嘗て「ヘーターセンレ」は都會と村落とを比較して都會五に對し村落一の割合に不良少年を有すと揚言したのは事實に近い様に思はれる、目下東京市には約五萬の不良少年が居ると云ふことであるが斯くの如く多數の不良者のあるのは外界に誘惑物が多いと云ふことは元より第一の誘因であらう、總じて都會の子供は其の身體精神共に弱い所があると云ふことにも注意しなければならぬと思ふ。

明治四十四年度に於ける各師管の統計によると軍法會議の處刑總員千二百十五人に對して第一師管の二百七十六人、第四師管の九十五人が最多數で第二師管の二十、第九師管の二十八の如きは最少な實例であ

るまいか。

又在姫路懲治卒百八十名中第一師團の十八名、第四師團の二十二名の如き見逃すべからざることである。

第九節 不良兵に化し易き壯丁の境遇

一 飲酒<sup>◎</sup>

犯罪の基礎は飲酒で、賭博、竊盜の相關連することは左圖の如くである。



世界の人民は申し合したやうに飲酒の習慣を有して居る、古事記には八岐の蛇が酒を飲んで酔つて素盞雄尊に命をされた事を記して居る

不良兵の教育

支那では禹の時儀狄酒を醸る、禹之を飲んで甘しとなし曰く後世酒を以て其の國を亡すものあらんと遂に儀狄を疎んじたと云ふことである。して見ると酒の爲めに命を失ひ國を亡した例は随分昔からあつたことゝ見える然し一般には飲酒を以てさまで有害の所爲とは見て居らなかつたらしい夫れを孔子が「只酒量ナシ亂ニ及ハス」とか又「六合ノ外語ルヘカラス」と云はれたのでも知られる亂醉の結果暴行するのは悪い然し酩酊するだけならば善い一切の憂さを忘れて心安く眠れる酒は百藥の長だと考へたらしい尙ほ甚しいのは「一合呑ンデモ酒ハ酒一升呑ンデモ酒ハ酒ドウセ呑ムナラウト呑メ酒呑ンデ死ヌルノハ鱗許リなど云ふ俗歌である然るに飲酒の害と云ふものは。

### 1 身體の中心を失ふに至る。

微醺の時は精神の活動は活氣を帯びて來る鋭敏になる間もなく醉が廻ると先づ大脳の禁止作用が失せる即ち云ひたい放題に振舞ふ

種々の慾望は勃々として起つて制しきれぬ而してそれが一々動作に現はれる、ふざける馬鹿笑をする酔泣をする喧嘩口論をする、怒號する鐵拳をふり廻す、國を傾け身を亡ぼすと云ふことになる次に知性の作用が鈍麻する、同じことを反覆する、言ふことに條理が立たなくなる最後に大脳の運動調整作用が失せる即ち舌が廻らぬ、足がきかぬ手がきかぬ最後には倒れて昏睡の状態に陥つて了ふ。

### 2 惡事惡行の原因は酒にあり。

「酒の上でやつた事である」とか「つい一杯機嫌であんなことになつた」とか稱し自己過失の言譯材料となすに至る場合も少なくない。

### 3 智力の發達を妨げ身體の發育に害がある。

慢性酒精中毒にかゝると其の害は雷に其の人一身に止まらぬ其の害は進んで子孫に及ぼす事になる、學校教育者で成績不良兒低能兒不良少年等を研究したものは皆一樣に酒癡中毒の遺傳に及ぼす影



響を述べて居る、或る學者は酒精中毒の害を述べて初代の人は精神が遲鈍になり品性が不良になる其の子即ち二代目の人は子供の時から酒が好きで好んで之を用ゐる結果は遂に精神病などになるその次即ち三代目には先天的に病的になつて癡癲白痴となる其の玄孫即ち四代目には全く生殖作用を滅亡して了うて其の一家は絶えたと云ふて居る。

4 不良行爲をなす誘因となる。

5 廉恥心缺乏しく罪惡に對する抵抗力を弱くする。

扱て飲酒は斯くの如く有害無益の習慣であるのに、どうして人は酒を呑み習ふものかと壯丁に就いて調査して見ると。

イ 或る者は何時覺えたもなく飲み慣れたと答へ。

□ 或者は子供のとき父が晩酌の對手をさせたのが病つきとなり一回二回と重なるにつれて酒量を増し嗜好も強くなつたと云ふ。

ハ 或る者は十五六歳までは全く口にしたことは無いが所謂若衆の仲間に入り青年の團體に加入して折々催す宴會に飲み慣れたのであると云ふ。

而して何れも其の始め快味を覺えたこと云ふものは無い又先天的に要求したと云ふものも無い、つまり青年期に於て其の心得が不十分であつた爲めに生涯かゝる惡習に染まつたのである然らば已に飲酒の惡習に囚はれたものはどうしたら善からうかと問ふであらうが我々は之に答へて「勇猛心を奮ひ起してこの惡習を撃退せよ」と大喝する外他の方法を知らぬ酒が嫌になる薬があること云ふが、實驗の結果は無効なことを證明した催眠術心理治療も奏功すると云ふがそれも僅少な間であつて長時日に効能がない、吾人は遂に其の心を頼みにする外に頼むものは無いと見える。

兵卒間に往々見ることは自分が酒を呑むこと云ふことならばまだしも

戦友間に酒を呑まない者があると弱虫の様に考へ日曜日に酒氣紛々として歸營しなければ古兵の顔が立たない様な考へを持つて居るものもある又上官の命令であるからなど絶叫していやがる者に無理に呑ませて得意がる者もある。

本邦一ヶ年間の製造酒量は三百五十萬石内外であると云ふ若し之を悉く本邦人のみで飲用したならば一年一人平均六升である、而して酒一石には通常白米五斗を要するから本邦全酒料に使用する白米は約百七十萬石で實に本邦産出米五千萬石に比ぶれば莫大な量である、此莫大な量を飲み干して、酔うて口説けば尙ほ可愛など、威張つて居るものもある、飲酒の害を説明した兒童用唱歌に「初メニ人ハ酒ヲ呑ミ中頃酒ハ酒ヲ呑ミ終ニ酒ハ人ヲ呑ム」とある亦以て實に教育資料となすに足らんか。

## 二

## 虚言

虚言と云ふ事は單に不良兵許りが之を言ふのではない交際場裡に於ても外交上に於ても乃至は商業上の掛引に於ても随分多く用ひられて居るのである而して常に無い事を眞實らしく眞面目に語つて人を欺くと云ふ種類が少なく、多くの者は悪事をして之を掩はんが爲めに又は教育者の叱責を恐れて偽はり、夫れを眞に受け免罪された事があつた爲め其の動機が遂に習ひ性となるに至つたのである又兵卒中には慾望のために一時を彌縫せんとして虚言を發することもあれば或は行爲を成し遂ぐるために或は自己保護のために眞を欺く場合もある様である又兵卒間には割合に戦友同士の結合や秘密を守ること非常に強いものであるから其の秘密を保つと云ふ考へから虚言を云ふものもある亦仲間ものをかくまをうとして爲めにならぬ義侠心を起し虚言を云ふことも少なくない。

伊太利の某學者は五百人の不良未成年者に就いて其の虚言を云ふ習

慣に關し特に調べた種類は左の如くであつた。

種	類	場	合
本能的に虚言を云ふもの			四七二
自己防衛のために			四〇一〇
他人より優れんとする虚榮心より			三六〇
他人の眞似をすることより			二三一〇
自利のために			三八七
復讐より			一九五
空想より			四八八
怠慢より			三七〇
高尚なる精神より			二九

虚言の場合には以上の如くであるが其の原因は社會の罪も多い即ちル

ソー氏は人は性來純白正直なものであるのに之を腐敗せしむる原因は一に社會の罪であると稱し又「タベール」氏は其の原因は天稟に出づるよりは寧ろ保育者が嬰兒を靜肅ならしめる爲めに用ひた欺瞞が増長したものであると觀破した。虚言の豫防法を擧げれば左の如くである。

1 要領が悪いと云ふ言葉の意味

兵卒は能く要領と云ふ言葉を用ゐるが果して如何なる意味に用ゐて居るだらうか過失をなすか又は叱責を受けた場合に貴様が要領が悪いからだと兵卒間に云ふて居るが此意味は無意識的に虚言を増長せしめるのであるから注意しなければならんことと思ふ。

2 良心に恥づとの主義を強からしめること。

此の修養は元より一朝一夕で出来ることではない先づ手近い方法としては秘密と云ふことをなくするのである即ち父母や上官に對

3 しては少しも秘密がないと云ふ心得を服膺さすべきである。  
過劇な抑壓を加へぬこと。

凡て抑壓は不信の源であるから兵卒をして平生より己が考へ且つ感ずる通りに發表せしめ決して知らぬことを知つた風に發表させたり疑はしいことを確かな如く主張せしむべきものでない之を矯正する方法としては第一に教育者が自ら虚言を言はぬこと第二には上下一致して是等の兵卒を排斥すること第三には自重心を起さしめることである。

4 訓戒を行ふ時に却て兵卒の虚言を増長させる原因をなすことが少なくない。精神教育のために施された訓戒法が思ひがけなくも兵卒の虚偽を増すことがある例へば中隊長が兵卒の不正を直さんために之を罰し且つ將來を戒めて爾後再び斯かる事をなさぬかと問ふ場合に兵卒は心底では再びすることがあらうと思ふかも知れぬ

## 三

窃盗

然し兵卒は中隊長の意圖を察して「再び致しませぬ」と誓ふ場合もあらうそれ故熟練な中隊長はかゝる問ひを發せず兵卒の識見に對して問題を提供し之が解決は兵卒の工夫に任じて敢て問ひ質すことがない之と同時に熟練な將校は中隊長に告げないから包まずに話せとか又は内證にするから話せなど云はぬ何となれば斯かることは兵卒に虚言を増長せしめる素因になるからである。

本邦に於ける輕罪犯則者中窃盜して捕縛せられるものは毎年二萬人から三万人位の間である然し盜難被害數は實に二十萬から三十萬の間達して居るのである。

明治四十四年に於ける軍法會議の處刑罪名を調査して見ると總處刑人員七百七十四名に對して窃盜は四百三十五名の多數を占めて居る其の他各隊に於ける僅少な盜難事件を計上したならば實に莫大な數

に達するだらうと思ふ。

軍隊内の窃盜の種類を區分すると計畫窃盜と無計畫窃盜との二つに分れる。計畫窃盜とは盗まんとする目的物を決定して盗み出すのであるが無計畫窃盜は不圖とした動機によつて窃盜をするのである尙ほ窃盜の場合を舉げれば左の數種ある。

1 窮乏より生ずるもの。

是は生活難又は一時の慾望を充さんがために悪心を起すもので中老以上の人に多い特に老人になれば激働に堪へることが出来ないといふ關係からころ／＼泥棒が少なくない兵卒の状態を見ると多くは給料の全部を消費して所持金がない酒保にも行きたい外出して酒を飲みたいといふ點から起ることが多い。

2 補充のために生ずるもの。

自己の官給品を紛失し密かに之を補充し置かんがために悪心を起

すもので検査前に飯盒の蓋や靴の紛失は此種の窃盜によることが多い。

3 名譽心より行ふもの。

是非共自己に必要な品でないが好奇心から窃盜するので良く地方の人々にある他家の看板を盗むとか或は料理屋から徳利を胡魔化すとか又は座布団を背中に入れて歸るとか餘程苦心して難かしい盗みを仕遂げて誇りとして居る様なものである。

4 習慣より生ずるもの。

田舎生活に慣れた青年は其の地方の慣習上から他人の所有に對し之を自己のものとするを何等罪惡と思はない例へば毎秋十五夜に公然豆を盗むが如きは其の一例である。曲らざれば世に立たず「人を見れば泥棒と思へ」と云ふ俗語などもある。

多くの人には多少の蒐集癖と云ふことがある例へば古い錢を集めて

樂む人もあれば、古い切手を集めて居る人もある、奇麗な石を集めて居る人もあるかと思ふと本を集めて少しも讀まない人もあると同様で兵卒にも夫れ相當の蒐集癖を有して居る、中には澤山な糸や布片や釘を山の如くに集めて手入袋に收めて居る者も少なくない斯の如き癖は之れ亦一つの趣味であつて決して悪い事でも何でもないのであるが其の極端なものになると所謂惡癖となつて現はれ遂には他人のものまで取つて集めると云ふことになるから注意せなければならぬ、嘗て某聯隊の一兵卒は僅かに高等小學校を卒業した許りの者であつたが毎日曜日本屋に行つて自己の讀み得ない高尚な書籍を數十冊盗み出して居つたと云ふ實例もある之は話が異ふが某聯隊内に小無名祠があつた射撃の神様として其の御利益顯著であると云ふ評判が盛になつたので兵卒の多くは毎夜祈禱して賽錢を奉つた所が一方には此賽錢を盗み出して自己の慾望を充さんと計畫した兵卒が見はるゝに

至つたので遂に嚴重な賽錢箱を備付けたと云ふことであるが、教育者は注意しなければならぬ。

#### 四 逃 亡

逃亡の原因としては種々ある、兵卒が悪い事をするさうすると必ず罰を受けるだらうと云ふことを知つて居るからそこで罰を免がれるために逃亡するものもあれば平素の放縱生活を慕ふて逃げ出すものもある又自己の一過失より上官に對して相濟まぬと云ふ偏屈な義侠心から逃げだしたり或は婦人關係で飛び出すと云ふものも少なくない。

逃亡者中軍法會議によつて處刑せられたるもの三百八十三名の内第一師管の百十三名第四師管の三十六名は最も著しいものであるが尙ほ近來の統計によると其の總數は左表の如くである。

明治四十一年度	六六六
明治四十二年度	六〇六
明治四十三年度	二六〇
明治四十四年度	三八三

本表の外に逃亡後六日以内に歸營した爲め軍法會議と云ふ點まで達せず済んだものを調査したなら實に澤山な數になるだらうと思ふ。逃亡者中には十數年間も其の跡をくらまして居るものもあるが多くの數日にして悔悟の涙にくれて居るのである。さらばと云ふて自ら進んで歸營すると云ふ決心もつかず仕方なしに彷徨して居るのである。故に教育者は徵罰令と刑法との區別を十分に徹底せしめる様にしなれば兵卒は逃亡さすれば直ちに軍法會議にでも送られるものと思ふて毒を食ふなら皿までと云ふ調子に陥るものもある。

兵卒が逃亡したことを知つたならば搜索を迅速にすることが最も必要である。自殺の多くは逃亡後約一二時間以内である。是れ自殺の決心をした瞬時は精神興奮して居るが時間の経過と共に其の無分別を悔む様になるからである。逃亡するときに遺言狀を認めて先き立つ罪は許されよなどと書いた者に自殺者が少ない。是れ多くは自殺と見せかけて逃亡するのである。貴重品を携帯して逃亡するものにも自殺者が少ないと云ふ事は前述と同一理由であると思ふ。嘗て某兵卒が家庭も學業も資産も中流で本人の性質も亦普通の状態であつたが入營後逃亡すること實に四回に及んだ。四回目には其の父は漸やく捕へて自ら連れて兵營に向つたが途中又々逃げ出され遂に父のみ單身中隊に來て我が子の不甲斐なきを嘆し切りに懲治隊に送る様にと中隊長に懇願した。

或夜の事一憲兵は其の兵卒の生家の周囲を警戒して居つた處が不圖をぼろげな月下に黑影を認めたから之を誰何して捕へて見ると豈圖らんや逃亡兵卒であつた、而してかくの如く逃亡を企てた原因は實に其の母たる人にあつたのである即ち此母は我が子の逃亡を知るや毎夜屋外に握飯を準備して之に與へたため彼は遂に晝間は森林内に起居し夜間ひろかに食事貰ひに出て來るのを常として居たと云ふ事である。

五 自 殺

自殺は軍隊教育上の一大障害である一度自殺者を出すや上下の志氣を沮喪せしむること多く、遂には郷里の父兄をして軍隊教育を誤解せしめる等其の影響する所は頗る重大である。今最近に於ける本邦自殺者の統計を見るに。

年 號	區 別	男	女	計
明治三十六年度		六一五三	三七一一	九八六四
明治三十七年度		六二四五	三九〇四	一〇一四九
明治三十八年度		五七三二	三六八一	九四一三
明治三十九年度		五四二三	三四八四	八九〇六
明治四十年度		五四六八	三七一二	九一八〇
明治四十一年度		五八九七	三七〇二	九六〇〇

今之を人員一萬に對する時は。

明年三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十二年	平 均
一一、〇三	一一、一四	一、九八	一、八三	一、八七	一、八五	一、九五

而して之を諸外國に比較すると。

不良兵の教育



人口一萬に對する自殺者のニヶ年平均數

佛	獨	英	露	日	本
二、二三	一、九七	〇、八〇	二、七〇	一、九五	

更に自殺者と年齢との關係を見るに。

年 別	年 號	明治四十年	明治四十一年
十六歲未滿		一七三	一五七
自二十歲至二十六歲		六三一	七四九
自二十三歲至三十歲		二二三七	二五〇九
自三十四歲至四十四歲		一四二四	一三九八
自四十五歲至五十年以上		一一七九	一二一九
計		三四三〇	三五六三

計

九一八〇

九六〇〇

以上の統計に依れば未成年者の自殺數は總數の十分の二に達して居る。

斯くの如く未成年者に自殺者の多いと云ふことは諸外國とも同様でプロシヤ州の千八百九十八年から千九百七年に至る間の統計と本邦のとの比較は左の如くである。

年 號	自 殺 者	年 號	自 殺 者
自千八百九十八年	每十萬に對する	自明治三十一年	每十萬に對する
至千九百二年	四、九	至明治三十七年	八、四
自千九百〇七年	五、三	自明治三十八年	一六、四
至千九百〇七年		至明治四十八年	

明治二十三年から同三十七年に至る間の自殺の原因及總數は左の如くである。

不長兵の教育

精神錯亂	三五四七〇
活計の困難	一三四二八
病苦	九七三七
痴情	二六九七
後悔又は慚愧	一二七四
損失又は負債	一二四三
罪を恐れて	一〇四〇
將來を苦慮して	五九五
憂鬱	二九四
計	七五二〇五

又獨逸に於ける未成年男子の自殺者の原因は左の如くである。

後悔耻辱及び兩親の責罪に因るもの	二四二
煩悶及争鬭	七二
心意上の疾病	五五
情	一九
厭世	一三
身體上の疾病	一四
悲哀	一一
悪事に因るもの	六
原 因 不 詳	二七五

是は自殺を圖るに至つた直接の誘因であるが偕て其の遠因と云ふものに至つては固より社會上、家庭上、身體上、精神上種々の方面に涉つて居るものと見なければならぬ或は貧困に崩して居るものもあらうし

不良兵の教育

又虐待を受けた爲めに來したのもあらうし、饑渴に迫つた所から斯うなつた者もあらうし、過勞に基くのもあらうし、乃至は又早くから極く下等な芝居とか寄席とか云ふ様な所に這入つたり、極端な小説を讀んだりした様な所から刺戟せられたものもあらうが、兎に角に色々な事情から自殺を圖ると云ふ様な成行に至つた事は勿論である。

又學生の自殺について、獨國某學者の統計中に自殺總數二百八十九人の内二百十人は小學校の生徒で、其の内四十五人の男生徒と二十三人の女生徒とは罰を恐れる所からして自殺をして居る。又總數の中七十九人と云ふものは中學生徒で、其の原因は試験を恐るゝために自殺したものが十五人、名譽を傷げられた爲め並に精神病上から發して居るものは十一人、厭世觀から起つて居るものが五人、失望の結果斯う云ふ成行に至つたものが四人と云ふ割合を示して居る。

此等の原因には教育者其の人が兒童の心意状態の眞想が解らぬため

彼等に對する同情が薄く親切が透らず動もすると冷淡無慈悲に取扱ふと云ふこともあるからだらうと思はれる。

軍隊に於ける自殺者の數は左表の如くである。

年次	自殺者數	每一萬に對する比例	地方毎に一萬に對する平均
明治四十一年度	九八	四、九	
明治四十二年度	九四	四、七	
明治四十三年度	九七	四、九	一、八五
明治四十四年度	八四	四、二	

右の表に由ると軍隊の自殺者の數は地方人の自殺數に比べて約三倍に達して居る。

尙ほ之を下士兵卒に區分すれば左表の如くである。

年 度	階 級					卒
	下	士	上	等	兵	
明治四十一年度		九			三	八八
明治四十二年度		一〇			五	七九
明治四十三年度		一〇			二	八五
明治四十四年度		一〇			三	七一

又自殺の方法について軍隊と地方との比較を挙げれば。

年 度	軍 隊 の 自 殺 者 と 其 の 方 法					
	銃	縊	溺	轢	毒	及 計
明治四十一年度	一三	四八	七	二四	一	九四
明治四十二年度	一四	三二	七	三九	三	九八
明治四十三年度	一三	三四	八	三四	五	九七

明治四十一年度	八	三三三	一〇	三二	二	〇	八四
---------	---	-----	----	----	---	---	----

方 法	地 方 人 の 自 殺 者 と 其 の 方 法					
	法	明 治 四 十 年	明 治 四 十 一 年	明 治 四 十 一 年	明 治 四 十 一 年	明 治 四 十 一 年
方						
縊	死		三二一九六			三四二七
溺	死		九二一			一〇八七
刃	死		二〇一			二三九
銃	死		一二一			一四三
毒	死		一七〇			一七一
其 他			七五九			八三〇
計			五四六八			五八九七

軍隊の自殺者の動機は左の如くである。

不長兵の教育

原	因	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	計
精神錯亂	二一	一七	二四	一四	七六	
悔悟	一一	六	三	九	三〇	
犯罪嫌疑	〇	八	四	一	一三	
犯罪	〇	二	七	〇	九	
慚愧	〇	二	一	九	一二	
苦慮	〇	〇	〇	一二	一二	
負債	二	〇	一	〇	三	
性慾關係	三	五	三	七	一八	
憂慮	七	一	一〇	〇	一八	
厭世	三	一三	〇	八	二四	
遅刻	〇	三	〇	一	四	

不明 五〇 四二 三八 二七 一五七

最近各國軍隊に於ける自殺者平均			
國名	每一萬に對する比例		
日本	五、五九		
獨逸	三、九		
佛國	一、八		
露國	一、一		

以上の關係で地方と軍隊との自殺者數の割合が明かになると思ふ。  
 自殺者の豫防手段は不良行爲に關する各章に述べたから茲には唯だ二三の注意を擧げて參考に供しやうと思ふ。  
 一 模倣<sup>®</sup> 不其兵の教育

一方から言へば模倣、他方から云へば即ち暗示であるが此等は實に強い働きを有つて居るものである。模倣とは多く知らず／＼の間に見習ひ眞似すること、暗示とは殆んど自覺しない間に即ち暗々の裡ちに手本に成つて居ることである。

班長がヒゲをのばせば知らず／＼の間に上等兵が眞似し、兵卒が見習ひ毎年十月頃になると除隊兵が相談した様にヒゲをのばして居ることがある。

入營當時の兵卒に良くあることは第一期の檢閲でも終り、春めいて來ると使役の途中に掃を手にしなから三節の敬禮をして喜んで居ることを見受けるが此等も其の一例である尙ほ極く解り易い例を取つて謂ふて見れば「世に連れ小便」と云ふことがある即ち小供が七八人も連れ立つて一緒に野原へでも遊びに行く途中一人が不圖小便を始めると次の者もする三人目の者四人目の者と云ふ様に次第に移るのである。

る、それから世に「連れ欠伸」と云ふものがあるが是れは多人數集合した場合例へば大勢で一緒に講話を聞くとか芝居や寄席で大部疲れて來た時分一人が欠伸をやるに知らず識らずの間に他の者にも移るのである、其の他居睡りの傳染の如きも又さうであると思ふ此等は極く手近い實例であるが扱て軍隊の如く集合して居る者の相互の關係の上に此模倣が強く働くことは亦其の通りであるから餘程注意しなければならぬ事だと思ふ。

## 二 身元調査

身元調査の必要なことは單に自殺豫防上にのみではない尙ほ特別に必要な事項を列擧すれば左の如くである。

1 本人の直系若くは親族中に犯罪者、自殺者、精神病患者、癲癩、神経痛、麻痺等の神経病に罹つたものなきや。

2 本人の祖父母父母等に微毒に罹つた者なきや。

- 3 本人の近親中に酒客の有無。
- 4 本人の氣質品行。
- 5 本人は曾て犯罪ありしや。
- 6 本人は曾て如何なる病に罹りしや。
- 7 本人は曾て精神に異状ありしことなきや。  
微毒に罹りしことなきや。
- 8 酒量。
- 9 家庭及家計の状態。

### 第十節 兵卒氣質の區分及び之に對する取扱

兵卒の氣質は千態萬狀であるから中には通常の者と餘程違がつて居つて色々な癖を有するものも少なくない又高慢に過ぎるものもあれば我儘に流れるものもあり強情なものもあれば怯懦なものもあると云ふ風

うであるから其の氣質の異なる所其の個性の異つて居る所を篤と吟味して夫を見究める事が何より必要である所が世間軍隊教育者は思ひを此點に向けず一寸手を出すと抑へ、少し足を出すと叱ると云ふ様に何でも十把一束唯だ千遍一律に杓子定規に合はないと直ちに之を切り棄てやうとする傾きがあるやうである、教育者は必ずしも打つたり叩いたりはせぬが兵卒の活力を叩きつける事が確かである、夫れから元氣に過ぎ又活力の溢れ出たのに對し言ふ事を聞かないとか規律に背くとかと唯だ無闇に頭から叱り付けると云ふことは餘程注意しなければならぬ、特に教育者は兵卒の氣質の向ふ所を察し其の活力の進る本を探つて之に處する道を講じ時に應じ機に處して或は之を鼓舞し或は之を督勵するが良い、其の肯綮に當り或は訓戒し或は調節するに能く其の急所を利かすれば兵卒は殆んど我を忘れて之に従ひ、恐らくは其の他を顧るに暇が無いと云ふやうに成るだらうと思ふ。

氣質と云ふ事は各個人の身體の組織の遺傳的性質から生ずる心的差異を指すもので性格と共に個性の一部を形作つて居る即ち性格は主として教育習慣境遇等によつて後天的に生ずる心的特質を指すものであつて、氣質は其の先天的原因によつて生ずるものを云ふのである。氣質は通常多血質、膽汁質、憂鬱質及粘液質の四種に區別することが出来るから今左に其の特質を述べやう。

### 一 多血質

此氣質の兵卒は元氣があり其の身體は大抵肥つて居つて眼先は鋭く眼球の動きが靜座して居る又常に快活で殆んど憂鬱の何たるを解せないものゝ如くである。感覺は甚だ鋭敏であるが忍耐に乏しく注意の變化が迅速であるから舉動の輕躁なのは免れない従つて此氣質の兵卒は鼓舞獎勵其の宜しきを得ば非帝に働らくが一旦失望すると、がっかりして仕舞ふ様になるから俗に使ひ方に依つては互へもすれば鈍

りもする、藥にもなれば毒にもなると云ふ様な質である。

又多感多情のものは多く此種に屬して居る従つて上官に早く懷き易く且つ古兵などになると仲々役に立つのであるから他人に喜ばれるけれど眞面目な業務には久しからずして倦むものが多い。

### 二 膽汁質

此氣質の兵卒は感情に支配せられることが稀であるから所謂喜怒を色に顯さずとでも云ふやうに嬉しくても悲しくても左程外面に顯さず又常に從容として落著いて居る風に富んで居る然しながら一度情に激すると其の發現は頗る激烈で且つ憤怒し易く恰も多血質の如くであるが人の屈するのを見ると忽ち怒を解いて胸中何等の礙滯を止めない。

又勇往果斷の氣象に富み物事に熱心で倦怠する事が少ないから危急存亡の秋、大事な場合に際して確實な處置をなし拔群の功をなすこと



## 三 憂鬱質(神經質)

もあるし又一年に一度位嚴重な訓戒を加へて置けば夫れで特に上官の手を煩すことなく軍紀を守つて能く服従すると云ふ氣質を有して居ると同時に名譽、權力に對する考へは強い従つて儀容を飾ることを喜ぶ様であるから此氣質の者の弊は動もすれば傲慢不遜に陥り人を遇するに殘忍酷薄で意志が強いとか頑固であるとか強情執拗であるとか云ふ様なものもある。

此氣質のものは顔は割合に蒼いものが多くて眼は大きく眼光は餘り動かないが動き始めると鋭いと云ふ風である、さうして又何事にも其の暗黒の方面に注意し不平憂慮を絶たず常に躊躇し狐疑して容易に意を決することが出来なく其の感情のために支配せられる事は前の多血質に同じである、智力に至つては四種の氣質中最も優秀なものが多く且つ想像に富んで居る、周到なる判斷、緻密なる觀察は此氣質の者

## 四 粘液質

の長所であるが若し多血質と結び著く場合になると随分役に立つものとなることがある然しながら次に述ぶる粘液質と結合した場合に俗に所謂氣を揉む人、御弊擔ぎ迷信家などになつて猜疑の念、邪推の情に強く、迷信家と云ふ様になるから此質の兵卒を取扱ふには剛毅と云ふ様な事は最も必要である而して此質の兵卒は總じて詰らないことを苦にする性分もあるから教育者の仕向け方が悪ければ要らない事に氣を揉む虞れがある。

此氣質の者は其の感情に支配されない點は膽汁質の者に類するけれど活氣と熱心に乏しい點は正しく之に反して居るから憂苦の少ない代りに快樂も亦少ない、感覺は概して遲鈍で記憶力が薄弱である其の長所は即ち容易に情に激せないで熟慮の後始めて行動し舉動に篤實な所がある、其の短所は即ち卑屈無氣力で且つ迂濶遲鈍な所がある。

## 五 四氣質の比較

今此所に四人の兵が在つて一人は多血質一人は膽汁質一人は神經質一人は粘液質であつたとする、四人が共に寢て居る所を盜賊が這入つて來て之を見て惡戯を爲さうと企てたそこで四個の袋に四人を入れ之を野原に携へて行つて捨てた、多血質の者が眼を醒して見れば周圍の事情が何となく變である、よく氣をつけて見れば自分は袋の中に入られ原頭に捨てられてあることを悟つた、そこで飛び起きて袋を破つて出て大邊に怒り大聲に疾呼しても何の反響もない、そこで怒が忽ち止んで、後日のよい話草であると云つて鞭を振りながら莞爾として我家を指して歸つた。

神經質のものが眼を醒して見ると周圍の事情が變つて居るので野原に捨てられたことを悟つて大變に驚き靜かに人に知らせない様に袋をぬけ出して若しも人に見られはしないかと心配してコソ／＼と隠

くれる様に我家を指して歸つた。  
 膽汁質のものが眼を醒まして見ると周圍の事情が變つて居るので、或る野原に捨てられたのだと悟つて大變に怒つて忽ち袋を破つて出て大聲に疾呼したが何の反響もない、けれど此儘に打捨ることが出來ない更に山野に分け入つて自分を野原に捨てた盜賊を草葉を分け水の根を分けても捜し出して飽くまで復讐しなければ止まないのである。粘液質の者が眼を醒まして見ると周圍の事情が變つて居るので野原に捨てられたことを知つたけれど別に驚きもしないで之は變だ、然し歸るのが大儀だ、今一度眠らうと云つて又睡らうとするのである、此例とへ話で各氣質が明瞭であると思ふ。

以上は唯だ四種の氣質について主なる徴候を述べたのである、勿論膽汁質の兵卒と云ふても又神經質の兵卒と云ふても他の氣質が相錯綜して現はれるのであるから絶體にこの四種の或一つだけを有つて世に生れ

て來ると云ふ譯ではなく實際に於いては多血質六分で神経質四分と云ふ様な割合に種々混合して居るのもあるし又何れにも屬せない人もある、年齢によつても多少の變化を生ずることもあるが概して云へば少年の時は多血質若くは神経質であつて壯年の時に膽汁質に移り老年に至つて粘液質となるのである。

又男女兩性の差異により若くは國民の差異によつて大體の傾向がある國民に就いて云へば佛人、日本人の如きは多血質若くは神経質に屬すべく英人の様なのは膽汁質に屬すべく支那人の様なのは粘液質の混合したものである。

前述の如く氣質によつて斯くの如く差異があるから兵卒を取扱ふには周到な注意を要する。

1 多血質の兵卒は宜しく意志を修練せしめて注意を集中する習慣を養はせ他人の力を借らないで自ら眞面目に事をなす様にさせなければ

ばならない、如何なる場合でも餘り嚴格な取扱をなし激烈な叱責を加へる如きは絶對に不可である。

2 膽汁質の兵卒に對しては兵卒の意志が果して何れの方向に向つて居るかに注意し善良な方向に向つて居るときには益々之を助長することに盡力し若し悪い方向へ向つて居るときには漸次其の惡習を自覺させ且つ他人の意志を尊重することが却つて自己の利益となる事を悟らせる様に勉め、決して急激な抵抗を爲てはならない急激な抵抗は却つて其の激昂を招き益々不良な結果を生ずる恐れがある。

3 神経質の兵卒は適當な方法と温かな同情の空氣を呼吸せしめる様に爲なければならぬ、寂寥な境遇に於て空想に耽らしめるのは極めてよくない、偉大な人物の傳記立志談などを讀ませるのを利とする事もある、此種の兵卒に對し特に慎むべきは極端な感情的取扱を避けねばならぬ事である、神経質の兵卒の感情を刺戟して感奮興起せしむると

きは妄りに多情多感ならしめ眞に圓滿温雅な品性を陶冶することが出来ぬ加之感情的取扱は兵卒をして表裏の別を生せしめる原因となるものであるから注意しなければならぬ事である。

4 粘<sup>〇</sup>液<sup>〇</sup>質<sup>〇</sup>の兵卒は活潑な動作即ち體操劍術等を喜ばせる様に勉め且つ親切に其の爲さんとする所を助けて成功の趣味を感せさせる様に導き漸次卑屈無氣力な風を減少させることが必要である。

要するに兵卒の氣質の差異は實に千差萬別で同一の人で同一の刺戟に對しても時を異にすれば決して同様の反應を爲すものではない勿論人によつて大體の傾向は存在するものであるが其の傾向は又人々によつて各個人的特色を有すると云ふても不可はない故に上述の如き數種の氣質によつて復難な人性を分類し統一し得たと思ふときは大なる誤謬に陥るのである加之かゝる氣質の恒常的なものが常に存在すると考へるのも亦大なる弊害を伴ふのである、詮する所は軍隊教育者は兵卒を

教育するに當つては生きて居る他人の子弟を取扱ふ事を忘れてはならない則ち臨機應變よく個人質の種類の如きは畢竟参考とするに足るのみであるから是に拘泥する事は禁物である。

尙ほ茲に注意すべき事は單に兵卒の氣質を知るのみでなく教育者自ら己の氣質を知ることにも必要である是れ教育者は己れに近い氣質を愛するからである例へて見ると多血質の將校が兵卒を取扱ふに矢張り多血質の者を愛して反對の氣質のものを嫌ふと云ふ傾きが生し易い普通多血質と云へば氣分が快活である斯くの如き氣質の部下が良い部下と思ひ他の憂鬱質とか膽汁質の部下が良くないものゝ様に感ずる様になる又將校が憂鬱質の氣質である場合には多血質の部下を輕薄なものとして退ぞけ又膽汁質の部下を執拗なものとして排斥する等の傾きを生し易い其の他の氣質にしても將校は己の氣質に近いものを愛して反對の者を嫌ふ様になる傾きが一般にあり易い是によつて見れば教育上部下

の氣質を知ること固より必要であるが將校自らも自己の氣質を能く知つて其の方向に向つて己の氣質を偏せない様に修養を積むことが極めて必要である。

### 第十一節 不良兵の性癖に對する取扱方

#### 一 怠惰<sup>◎</sup>な兵卒<sup>◎</sup>

是は勤勉の正反對である、怠惰は如何なる職業をするにも最も嫌悪すべきものであるが軍人としては殊に警戒せねばならぬものである之がため劣等兵となる者も、不良兵となるものも少なくない抑も怠惰は畢竟身體上並に精神上の勞力を嫌厭するもので軍紀的活動や秩序的の仕事に向つては忍耐力に當ると云ふことは出来ぬものである、怠惰には一般的怠惰と特殊の怠惰との二種ある前者はあらゆる事物に向つても懶惰であつて勤勉と忍耐とが缺乏したものである、後者は或

特殊的事物に限り怠慢であるが他の事物に向つては勤勉と忍耐とを以て従事するものである、されば前者は其の救済法が困難であるが後者は左程難事ではない、なせなれば前者は精神の蒙昧、身體の全組織の故障によつて生ずるものであるが後者は特殊の事情原因に依つて生ずるもので兵卒の本質に於て勤勉努力の勢力が微弱でないからである一體怠惰は多く興味の缺乏から來るもので面白味がなければこれに向つて心が動かない夫故奮勵もしなければ従つて成績も悪いのである即ち面白くない故奮勵せず、奮勵せない故發達することが出来なくなり益々面白なくなるのである此等は學術科が無味乾燥なるか又は教育者の指導法が適切でない爲めか多くは教育者の罪に歸すべきものである。

此怠惰生を救済するには教育の方法を改善して興味を喚起することに務め又賞罰を以て兵卒を激勵するにある。

次に彼の演習中兵卒の注意の散漫するのは其の原因は元より一様ではない或は教育方法の兵卒に適せないために兵卒が興味を起すことが出来ないのにも由ることがあらうし或は兵卒の身體上の疲勞にも因ることがある天候上身心の活動を妨げることがあり又は同一動作を連続して顧みないと云ふ點から起ることもあると思ふ又注意の散漫することもある或は二三の兵卒の場合もある又は多數の兵卒の場合もあらう従つて又之を防ぐ方法も一概には論定が出来ないのである然しながら多くの場合に於ては適當に科目を變換し其の時間及方法は兵卒の能力及體力に適する如く定めることによつて有力な効果を奏することは操典の示す通りである。

## 二

## 争闘を好む兵卒

是は他兵と争闘することを好み常に喧嘩口論をなし他人から侮辱を受けるると其の事は極めて些少な事でも之に報復せねば止まないで何

事かあれかしと鵜目鷹目になつて他人の揚足を取らうとする進んでは積極的に新兵などに難癖を持ちかけ得々然として居る炊事當番勤務などに服して居るものには随分見ることである斯様なものは他人との間に圓滿を缺ぎ平和の生活を知らぬものであつて多くは遺傳から生じ父母の險惡な素質が其の子孫に傳來したものであるまた後天的に家庭に風波絶えない所即ち夫婦喧嘩の多い所に生活したものに起るものである之を矯正するには。

- 1 名譽心に訴ふること。
- 2 適當な教訓を施すこと。
- 3 賞罰を嚴格にすること。

の三項が最も必要である。

## 三

## 不潔な兵卒

是は不潔を何とも思はないで大小便をしても手水を使はず又手水を

使ふても之を上衣の端とか袖などで拭ふが如きありさまであつて實に見る目も不潔で厭惡を催し嘔吐を促すのである斯かる兵卒は被服装具の整頓は勿論手入袋の中や衣囊等に掃除の觀念はない、されば入浴を厭ふて皮膚や衣服やは汗垢の推積する儘に放任するから精神身體に悪影響を被るに至るのである、此等を救済する方法は漸次に清潔な習慣を養ひ不潔は心身に大害あるもので厭惡すべきものであることを知らしめ私物箱の整頓をなさしめることは勿論掃除を勵行して常に其の實行を監督することが必要である。

### 三 放縱な兵卒

是は怠惰とよく類似するけれど其の性質は全く相反して居る、怠惰は一般に元氣の萎微銷沈と活動力の衰退した者であるが放縱はそれと反對に身體上の自然的活動と精神上の自然的興奮とが過度に昇進した爲めに兵卒の舉動が自然粗漫に流れるのみでなく或は終始ボン

ヤリして居る様な者或は心に何か考へて居るもので、他人にまで迷惑をかけ一定の時間に豫定の實行をなすことが出來ず不知不識氣隨氣儘な動作に陥るのである其の原因は多く精神上の瑕瑾又は病氣より起るものである、されば之が救済法は上官は常に注意して忠言訓誡を與へ適當に指導を加ふると共に行爲を制限して一定の威力の下に軍紀的動作に馴れしめ以て軍紀性、秩序的習慣性を養成するのである、凡そ兵卒の惡僻を矯正するには教育者は非常な忍耐を要する事である、第二の天性とも爲つて居る兵卒の已得の惡僻を矯めるには、彼の柴を撓めるが如くである之を急にせば必ず折れるから徐々に之が矯正の道を講じさうして靜かに其の結果の擧がるのを待たねばならぬ、所が多くの軍隊教育者の兵卒の惡僻を矯正するのを見るに容易に其の効果の表はれないのを見て直ちに失望するものが多い様である、是は宜しくないと思ふ、性僻は一日にして成つたものでない以上は之を矯正

するものも亦一朝一夕に其の効を奏するものでないから要は忍耐なる哉、持久なる哉にある。

## 五

噪急<sup>⑤</sup>な兵卒<sup>⑤</sup>

是は其の心情並に起居動作が常に騒々しく噪急輕卒で沈著性に乏しく心情は轉々浮遊し刻々移動して一定の點に安著することはないから物事を早合點して皮層の觀察に流れ綿密微細な事に心力を傾注することが出來ぬそれ故之が豫防法としては。

なるべく冷靜にすることが必要である、如何なる場合にも決して煽動してはならぬ、上官は靜かに溫和に取扱ひよく常に何等かの仕事を課するか乃至は傳令等を命じて血液の循環を盛んならしめることが必要である。

## 六

憂鬱<sup>⑥</sup>な兵卒<sup>⑥</sup>

是は噪急な兵卒と正反對で常に物事を悲み悲哀的厭世的で所謂憂鬱

な性を有し意氣銷沈、元氣沮喪の象で快活の氣に乏しく活氣もなければ活動も好まぬ又外部に現はれる態度は沈み勝ちで何事も遠慮勝ちにハキ／＼せず其の音聲は低弱に言語は不明瞭で澁滯し應答が遅緩である甚しきに至つては意氣奄々たるの狀がある又其の視線は茫然として空しく遠きに馳せ恰も沈思に耽る様である、されば其の狀態は恰も精神喪失者の如く顔色憂愁を帯び氣力なく風采揚らずと云ふ様な徴候を表はして居る。

かゝる兵卒は多く病的であつて生れつき憂鬱なものは少ない然し時としては先天的に憂鬱の生を稟けたものがないでもない然るに往々教育者の不注意のために内部に疾患の蟠踞するのを知らずして甚しきに至つては戦友相互に愚鈍なの遅緩なのと責めて微罰的態度を取り譴責を加へることのあるのは益々其の症狀を高め遂には自殺せしめるやうに立ち至るのである。



故にかゝる兵卒には教育者が特別に快活な態度を以て活潑に活動せしめる事が必要である。  
之を要するに鼓舞するとか引き立てるとか云ふやうな手心で指導しなければならぬ。

## 七

## 強情な兵卒

強情と云ふ僻は總じて世間見ずの人に多いのである、其の現はれ方も種々ある、例へば何事にも反対的態度を取ると云ふ様な風に現はれるものもあれば又自己の元氣次第で強情となる場合、恰も強執と云ふ態度に出ることもある又上官の面前に於ては黙つて居るが其の場を去れば直ちに悪口を吐くと云ふ様なものもある、元來悪口と云ふことは上官と自己との距離に比例するもので上官に遠くなれば遠くなる程其の度が増して来るものである。

夫れから又頑固と云ふ様なもので自分の一亘思つた所を固く執つて

如何にしても動かなく善でも悪でもどうしても已れの執る所を枉げないと云ふ様な態度となつて現はるゝこともある。

そこで斯くの如き兵卒を矯正するに正面から對つて行つて抑へ様として一向効果がないものである加之場合に依つては却つて猶ほ反抗を來すことがある、そこで此等に對するに最も有効な方法は他の方面からして其の精神を他に轉せしめると云ふ事である、甲乙二人が意見の衝突した場合に衆人が其の一方の非なことを説いても中々承知しない、こんな場合には暫く打ち捨て、置いて一日も経つてから徐ろに談判して其の非を説けば何の苦もなく降伏するものである。

## 八

## 虐待を好む兵卒

兵卒が休憩中に蛇など見付けると直ちに之を叩き殺して口から尾の方に向け皮をはぎ取る様なことを平氣でやつて居る然し此様な僻が段々増長すると遂には戦友にも同情力が薄くなつて之をいぢめると

か苦しめるとか、打つとか叩くとか云ふ様な事をする場合も少なくないのである。夫れから此性質の原因は丁度小供がまだ幼いころ子守や下女や親兄弟や其の外周囲の者が之を残酷に取扱ふと其の子供が残酷になると同様で新兵の時に、打たれて許り居つたものは自然自分も平氣に人を打つ様に成るものである。此等の事は往々内務班や炊事場等に見る事で、残忍に取扱はれた者は他人を残忍に取扱つて知らず／＼の間に自ら新參のものに、警打つ様な譯になる。虐待を好む兵卒は特に同情の喚起と心情を和ぐると云ふ事は必要である。彼等に平和な境遇を與へること、親切な取扱をなすこと、同情的訓誡を施すこと、は最も必要なことであつて、残忍なものに残忍な方法を用ゐるの

## 九

憤怒し易い兵卒

憤怒を生ずる動機は千差萬別であるが、或は自由を妨げられたとか、或

は他人が氣に入らぬとか、或は他人に嘲笑されたとか云ふ様な事が主な原因になる。

憤怒は内部方面から云ふと呼吸が切迫して身體が顫ひ來るが外部方面になると眼が光り鼻息が荒くなり口角泡を吹き肩揚り手動き遂に武器を用ゆる様になるのである。

然しながら憤怒が變じて快樂となる人もある例へて見れば他人と衝突した一下士が非常な憤怒を以て中隊に歸り兵卒の些少な過失を發見して餘憤をもらし此所で始めて精神が壯快になると云ふ様な理で、將校などにも往々見る事である。今日の講評が悪いからと云ふて歸宅後妻君を虐めたりランプを投げたりしなければ氣が精々しない様なのもまた其の一例と思ふ。

或人は憤怒と云ふことは一種の發狂であると云ふて居る又或人は憤怒は人をして野獸たらしむるものであると云ふて居るが如何にも其

の通りであるまいか。

昔から人を叱つたりすると其所動クナとか黙レとか吐號することがあるが實に有効な教育手段である即ち兵卒の憤怒が暴發して我を忘れた時に「動クナ」「モノヲ言フナ」と命すれば假令反抗心を起しても已むを得ず静まるから此時に椅子を與へて掛けよと命じ然る後に「シッカリ」ニラまへるやうにするのである。

怒を静める秘訣は先づ其の否めた口を半にし固めた拳を緩めることであると云ふことを教育するのも効果ある事と思はれる。

### 一〇 將校を恐れる兵卒

こんな兵卒には恐ろしくないと云ふ道理を日頃明かにすることが最も必要である。犬を恐れる子供に對しては犬は噛まないと云ふ經驗を與ふる様なものと同理である。

## 第十二節 不良兵教育の要領

不良兵の状態を考へて見るに其の重いものは懲治隊に送られ、軽いものでも尙ほ刑法、懲罰令によつて處分せられるのである而して又懲罰令にふれないとしても中隊教育上其の取扱について特別に注意を要するものは實に少なくない然らば斯くの如き特種兵卒を如何に取扱ふた成らば軍隊教育の目的を達するであらうか。

### 一 強制教育

是は刑法によつて處分をするか又は懲治隊に送つて強制的に特別教育を施すのであるから本書には記述しない。

### 二 豫防教育

此方法は犯罪又は不良な行爲を未然に防ぐために兵卒の個性に應ずる教育を施すのである則ち病毒の未だ蔓延せざるに先ちて之を防禦

する様に又犯罪の種子卵虫は時々之を其の萌芽から押へ付けると云ふ様にすることが必要である諺にも「豫防ノ一オンスハ治療ノ一ポンドニ優ル」と云ふ事があるが實に其の通りである。

軍隊教育は動もすれば結果にのみ重きを置く様である某は窃盜をしたからそこで中隊全部に窃盜に關する訓話をするとか古兵は新兵を虐待したから古兵に訓戒を行ふとか云ふ様に何か出來事があつてから始めて氣が付いた様に上下大騒ぎをして訓戒やら取調べやらすると云ふ弊風があるが是は適當な教育方法と云ふことは出來ぬ。

中隊長は常に兵卒の身心の状態と個性の弱點とを握り占め春の氣候には逃亡や自殺の豫防教育を行ふとか初夏に向ふたから夏期衛生の訓話をするとか云ふ風に凡て必要な場合より一步前の教育をして置かねばならないのである、内務班長も同様で某は外出の際服裝を亂して居つたからと云ふて日曜の晩に口説く様では無能な班長と言はね

ばならぬ、日曜外出をするならば土曜の晩に外出に關する諸注意を教育し日曜の服裝検査には再び昨夜の學科を試問する様にしなければ犯罪や不良行爲を豫防し得るものではない。

中隊から犯罪者や不良行爲の兵卒を出すことは班長以上の幹部の不注意より生ずる結果であることは今此所に喋々を要せぬ然しながら所謂婦人の愛に溢れて罪惡を陰蔽すると云ふことは斷じて不可である嗚呼之を中隊長に言ひ出でたならば我が班の不名譽であるとか又は之れを聯隊長に知らす譯には行かぬとかで各所々「に握リツプス」と云ふ事が行はれたならば軍隊教育は支離滅裂であるまいか。

不良行爲の豫防に全力を盡し乍らも尙ほ犯罪者を出したならば教育者自からの不徳を責めるより外に道はない、唯だ其の責任を負ふのみで「人ヲ治メテ治マラザレハ其智ニ反レ」と云ふ事は即ち是れである。

もみちせぬ常盤の山に住む鹿は

己れ啼てや秋を知るらん。

又兵法には敵を知り己を知れば百戦百勝すと云ふことがあるが是は宗教家の人を見て法を説くと同じである凡そ教育は人の心を知るにあらざれば効果を奏することが出来ないから個性の研究と云ふことを忽にしてはならぬ。

中隊長の精神訓話の時にも其の用語例證等は細密な點まで注意を拂はなければ却つて毒を流すことがある例へて見れば中隊長は其の訓話中に例證として水飴の事を話したとする然しながら兵卒は皆一樣には考へぬ親孝行の者は嗚呼病床にある老いた我が母に其の水飴を與へたいと思ふだらう然しながら窃盜心を有するものは敷居に散布して戸障子を開放する手段を講ずるかも知れないのである。

凡そ教訓と云ふものは唯だこう云ふ事をしてはならぬ斯くの如き事はなせと言ひ聴かした丈けでは不十分である實際さうする様に仕向

けると云ふ事は最も大切である例へば口で終始勉強をしなければならぬ悪いことをしては不可んと云ふただけではだめだ實際さうする様に仕向けることに骨を折らなければ兵卒は如何になるかと云ふに兵卒も亦終始口では勉強しなければならぬ悪い事をしては不可んと云ふて居つても而かも一向實行しないと云ふ風になるのであるから教訓は必ず之と同時によく夫を守つて實踐せしめる工夫を凝らさなければならぬ。

次に不必要なことは機會を與へぬと云ふ事である。

西洋の諺に機會が泥棒を作ると云ふことがあるが不良兵の多くは或は悪い境遇に置かれたためとか又は良く無い機會に遭遇した爲めに不圖悪心を起すと云ふ様な事が多いのである嘗て兵卒が戦友の爲替を窃盜した事があつた其の原因を調査すると中隊當番の勤務中に曹長の机の上にある某宛の葉書を見たすると其の内金銭を送ると云ふ

文意を發見したから書翰の來るのを待ち構へて窺み出したと云ふことであつた又子を持つ親として有り勝の事は子供が親の財布から五厘や一錢を盗み出したと云ふて鐵拳を加へて叱嘖しながら翌日になると現金を與へて豆腐買ひにやると云ふ様な事をさすから子供をして又又盜心を起させる様になることも少なくない。

將校室などに入ると時計や財布や認印などが机上に散亂して居ることがある若しも此貴重品が紛失したならば其の結果は如何になることであらうか。

泥棒を捕へて見れば我子なり。

と云ふ事があるが教育者の特に注意すべき事であると思ふ。

昔、猫の子が大きくなつて獨り歩きが出来る様になつてから母猫に對つて私等は何所でどんなものを喰へばよいかと尋ねたら母猫の言ふにはそれは人間が教へて呉れる夜になつて何所かの家の臺所に往つ

て眼を光して居て御覽ん人が御前の方を見て御櫃には重い蓋をする肴は戸棚に入れてしもふ夫れで大底分るだらうと答へたと云ふことがある大莊嚴論經營論に見えたがこんなことも注意せなければならん事だと思ふ。

### 三 保護

一度犯罪を犯した兵卒又は不良兵と稱するものに接するときにはなるべく同情を以て取扱はなければならぬ理由がなくして之を疎んじ或は見捨てるに及ばず不良行爲を行はしめる端初となるものである特に見捨てるに及ぶことは益々不良を増長せしめるものであるから彼等は眞に憐むべき者であつて決して憎むべきものでない又十分に保護すべきものであつて毫も見捨てべき譯けのものでないと云ふ主義によらねばならぬ。

世の中に能くある事だが一度罪を犯すと更に交際を絶ち一族の出入

を禁じ一村擧つて信用せぬ尙ほ甚しいものに至ればかゝる犯罪者を親戚間より出すは一家一門の不名譽である郷閭に歸つたならば鐵砲で打ち殺すとまで強迫する様なことも屢々耳にすることもある種々な統計によつても累犯と云ふことは中々多いのであるが其の原因は見捨ると云ふ點から來て居るのである、今軍法會議の初刑者と累犯との關係を參考のために左に記さう。

年 號	累 犯							計
	初犯	再犯	三犯	四犯	五犯	六犯	七犯 以上	
明治四十四年度	九七	一五三	四七	一四	三	一	〇	二三五
同 四十三年度	二九六	一六八	五一	三三	五	〇	一	一四四四
同 四十二年度	二五七	二〇六	七一	一九	一一	三	一	一八八二
同 四十一年度	一七五	二五九	九三	二八	七	四	四	二二三〇
同 四十年年度	一五三	二八五	八九	四〇	一八	八	一〇	一九九三

同 三十九年度	一八六	二三二	七〇	二七	三	六	一〇	二二三
---------	-----	-----	----	----	---	---	----	-----

一回不良行爲を行へば上官も亦餘り世話をして呉れぬ様になることは人情上如何にもあり勝である特務曹長の或る者などによると兵卒の父兄に面會する時でさへ其の服装や年齢甚しきは男女の差によつて輕重を生ずることを耳にするが斯くては實に偏愛の人と云はねばならない偏愛の人は兎角見込を付けることが甚しいもので一回見込まれると死ぬまで損であるなどと云ふことを聞くこともある。  
 一〇の任務を授けて常に油斷を與へぬと云ふことは不良行爲を再發せしめない有効手段である。

一の谷の戦に義經が白い馬を源氏になぞらへて鞍を置き、葦毛の馬を平氏になぞらへて裸馬となし二頭の馬を追ひ落したさうすると裸馬は木の根に躓いて起き上らず、鞍置いた馬はズン／＼と切所を

不更兵の教育

降りて越中の前司盛俊が假屋の前に立つて高く嘶いた、そこで源氏勢は源氏の勝利疑なしとし三千餘騎が逆落して降りた事は有名な話である、夫れは義經の智慮ある所で裸馬は身軽で自由になるだけ油断して過ち易い、鞍着きの馬は背に重い物があるため油断しないから必ず無難であると豫め義經が謀つた事だと歴史家は解釋して居るが身軽にして放されたのは幸福に似て幸福ならず、重い鞍を背に載せられたのは不幸に似て不幸ならず馬と人とは違ふけれど人を使ふ法も亦同様であらう思ふ。

### 第十三節 懺悔した兵卒の取扱

不良行爲を犯したものを保護することの必要につきては前述の通りであるが尙ほ注意しなければならんことは一度懺悔したものを如何に取扱ふかと云ふ事である。

#### 一 將<sup>◎</sup>來<sup>◎</sup>主<sup>◎</sup>義<sup>◎</sup>たるべし。

不良行爲をしたものであると云ふ點よりは寧ろ善良な一人前の兵卒に仕上げねばならんと云ふ方面に重きを置かねばならぬ。

如何に彼等の過去は暗黒なる舞臺であつたにせよ一度懺悔して良心の萌を認めたらば大に人格を認めて使用することが必要である、であるから従卒にするもよからうし亦諸當番として獨立勤務に服せしめることも必要であると思ふ。

要するに教育上の注意としては左の場合を顧慮しなければならぬ。

- 1 信用して使用すること。
- 2 正當な判断を以て使用すること。
- 3 親切に取扱ふこと。
- 4 罪惡には必ず懲罰が伴ふことを知らしめること。
- 5 成績の如何によつては一般兵卒と同様に進級し得ることを自覺



せしめること。

6 同伴者の選定

二 同情

不良行爲のものでも其の意志に於ては全然錯の附いたものではない  
内心の本質に於ては未だ全く腐敗せず周囲の境遇が悪いため其の  
發達が誤つた方向に進んだに過ぎないのであるから教育者は同情心  
を以て發達方向を改善させなければならぬ特に同情心を以て對手の  
良心を捕へることは最も必要である古人も良心ヲ捕フル能ハサル教  
育ハ不敏ナリと云ふて居られる。

雪の日やあれも人の子樽拾ひ。

我子なら供には連れじ夜の雪。

と云ふ事があるが不良行爲を悪んで不良者を悪まない様にしなければならぬ。

三 教育者の言語

病氣入院等の際には特別に度々見舞ふてやる様にすると如何に無神  
經なものでも何等かの刺戟を受けるものである。  
内務班の掃除の際誤つて小火鉢等を落すこともある、こんな時には班  
長は大喝一聲叱嘖するよりも兵卒に怪我の有無でも尋ねたならば兵  
卒は有難いと感謝するであらう、懺悔した兵卒などには特に應用すべ  
き事である。

「ソナナ事ヲスルト又叱ラル、ゾ」とか叱ラレルカラ止メ」と云ふ事を屢々耳  
にすることがあるが叱嘖を受けるから其の事は悪いのであらうか、良  
心の判断は何とあらうと叱嘖が來なければ吾人は之をなさしむべき  
であらうか、教育の眞諦は良心に關するもので如何に其の他の部分に  
關する努力が多く且つ巧妙であるとしても良心に關する部分が薄弱  
であつたならば其の教育は半錢の價もないものであらうと思はれる。

不良兵の教育

又例證の撰定の大切なことについては前に述べたが昔は左の如き問題を得意になつて計算せしめた事もあると云ふ。

橋ノ下ニ盗人アリ反物ヲ分配スルヲ聞クニ三反ツ、別ケレハ一反餘リ四反宛分ケレハ二反不足スト、然ラハ盗人ノ數ヲ問フ。

かくの如き例證を聞いた兵卒は如何に思ふだらうか自分も一つやつて見やうと云ふ氣になりはしないだらうか。

#### 四 個人訓誡

不良行爲の兵卒に對しては常に團體的訓話をさけて個人訓誡を行はなければならん是れ衛生によつて健康を進めるのは一般的説明によつて澤山であるけれど病人に藥を盛るには個人毎に診察して處法を定めて治療を行ふと同一法である。

加之人間は多少己れに缺陷あり又行爲に疚い所があつても己れの味方たる團體の中にかくれて居れば動もすれば其の弱點を包みかくし

て外面を飾り我に疚しき所なしと云ふ様な装ひをするのが人情の常である。されば精神訓誡も之を一團の兵卒に對して施すだけでは往々兵卒をして團隊の袖の下にかくれさせ或は遁れさせて遂には所謂糠に釘と云ふ事になり終るのである即ち幾ら將校が力瘤を入れて訓誡しても團體に向つての訓誡は案外に効果が現はれない事が多いから一度は全體に對して攻撃を試みても愈々際どい所になれば彼等の各個人に肉薄して一騎打をやらねば到底最後の勝を得る理けには行かぬ、彼等は縦令團體の一人としては虚勢を示して居つたとしても各個離れ／＼になつてしまふと存外力が弱くなり一度び其の弱點につけこまれたならば忽ち胃を脱いで降参してしまふものである。

で、あるから教育は常に兵卒個性の向ふ所を察して其の教育方法を異にするのは勿論であるが尙ほ其の時に應じ或は鼓舞し或は督勵し或は訓誡し或は調節し兵卒をして常に殆んど我を忘れて事に従ひ他を

顧みる暇がない様にすることが必要である。又一つの訓話を行ふにも高い理想を説くだけでは何となしに霞を隔て、花を見る様な憾みがある又難かしい理屈を述べるだけではどうしても靴を隔て、痒きを搔くの感があるのは免れぬ。従來の教育法は軍隊教育と國民教育とを問はず模範人物として採用せられたものを見るに多くは有階級の者に限られてあるが兵卒の如き各種職業に従事したものの、集合團に對しては適當でない點も少なくない、されば良く兵卒の經驗、境遇其のものに融合する様に噛み砕いて話すことが大切である且つ實に兵卒の人情に徹底せしめる所以の方法である。

### 五、賞 罰

賞罰と云ふことは軍隊教育上實際必要なことであるが不良兵の教育に於ては大に注意を要するものである是れ刑法や懲罰令の處分を受けて肉體上の苦痛を經驗した者に對しては改善のため罰を加へるに

は餘程嚴重な罰を加へなければならぬ様な譯になるものである而して一回の罰で効力がなければもつと嚴重に科せんければならぬと云ふことになつて遂には兵卒の方から云ふと罰に對する辛ぼうの仕較べになる又教育者の方から云ふても實に罰の掛合になる譯けである。鞭撻の事に就いて云ふと不良行爲を連發する兵卒に對して薰育上鞭撻を加へ得べきやの問題であるが是は絶體に不可んと思ふ、欲セサルモノニハ感セシメサルヘカラスと云ふ諺もある然しながら是は何程言ふても聽かない者には感せしめなければならぬし教へて解らん者には痛い目をさせろと云ふ意であるから西洋には大部流行もし實施もして居るのであるが我が軍隊には適用が出来ることではない。或人は嚴重な處罰と親愛な待遇とを區別しなければならぬと云ふて居る又處罰の最小を以てするにあらざれば進歩の最大は達せられな

悪を認め過ぎて善に気がつかぬと云ふことは軍隊教育者の弊である  
まいか、悪いことは些少のことでも洗ひ立て、悪事千里の噂に上る、然  
れども善になると存外気が付かぬことは多い。

六、不良行為の要素

不良行為の要素は動機と手段と結果との三つに別れるのである右の  
内一つでも悪ならば最早完全の善と云ふ事は出来ぬ、所で實際には動  
機が善なるに拘らず悪と云ふこともあり又此反對に動機が悪である  
のに手段結果が至極立派なものもある共に注意を要する事である。



第十四節 叱り方の要領

上官は教育上兵卒を叱る権利もあれば責任もある然し叱つた後で冷静  
に考へ果して正當であるかどうかと云ふことを回想すると却つて兵卒  
に詫びたいと思ふ様なことが屢々あるであらうと思ふ。

第一 罰の目的

常識的に考へれば其の叱ると云ふことの内容は凡ろ左の如くであらう。  
一 罪其ものを罰する

換言すれば悪いこと自身即ち罪を叱ると云ふので其の結果の如何に  
係らないのである。

二 言ひ譯けの爲めに罰する

即ち其の罪に依つて生れたる人に及ぼした損害に對する言ひ譯、換言  
すれば被害者の満足を得んために叱るのである。

三 悪い事を再びせしめぬために罰する

1 當人以外の者に悪を再びせしめぬ爲め(見せしめ)の爲めに叱る

不良兵の教育

ので例へ悪をした當人の顔には後悔の状が見えても叱るのである。

2 當人に悪を再びせしめない爲め(こらしめの爲め)に叱る

是が教育的罰の直接の目的であらうと思ふ即ち罰は其の兵卒自身の爲めにする言ひ換へれば其の兵卒が改善のためにするのである。

## 第二 罰し方の種類

一 體罰

これは身體上に或る一つの痛みを與へることである追々人智が發達するに従つて體罰などをなすに忍びない所から次第に減じては來るが下等社會の狀態を見ると仲々盛んである。

軍隊教育と體罰との關係については已に述べたから今より國民教育界に於ける體罰について述べやうと思ふ。

彼の「エレンケ」女史は體罰に對する熱心な反對者の一人で、斯かる振舞は子供を動物扱ひにする譯けである、何事も進歩改善を尊ぶ二十世

紀の今日單りこれが家庭教育に許されて居るのは不可思議千萬であると言つて居る。

折角兵卒の發達しかけて居る良心を妨げ加ふるに彼等の反抗的精神を起さずとも體罰である殊に上官の腹立ちまぎれに一時的にやるのは尙更のことである。

「エレンケ」女史の擧げて居る例に僅か五歳になる小兒が切りに兩手を合せて神に祈つて居るのを聞くと、神よどうぞ私の阿母さんの手を取りあげて下さいと言つて祈つて居るのであつたと書いてある。

我國などにも下流の家庭には依然體罰は中々多く行はれ、偶々意外の結果を生ずることもある。

尙ほ國民教育界に於て體罰の必要な場合として擧げて居るのは子供が自己の意志を非常に強く主張してどこまでも我を徹うさうとし、それがために見る／＼悪結果を生ずることが明かな場合には已むを得

す之を行ふと云ふことである。

## 二 生活慾を制限する罰

これは家庭に於てよく見ること、坊はこんな悪戯をしたから御飯の時御肴をやらない香の物丈けでお上りとか今夜寝るときに御布團を一枚剝ぐよと云ふ類は身體の慾を制限するものでこれは宗教的罰の發達より考へれば丁度宗教家が斷食とか水をあびるとか云ふことをして神佛に罪を謝すると同一理でもあるから或る定度までは必要かも知れぬが是も却つて反抗や怨みを買ふものである。

## 三 所有慾を妨ぐ罰

例へば支給品の一部を不足にするとか今日は日曜だけれども某だけは外出を止めると云ふ様な謂は、倍償的やり方である、此やり方は前者よりは一層はげしい反感を買ふことがある且つ又これは物質的に悪事の埋合せをさせようとするのであるから兵卒は心の中では上官

は無情であるとか考へる様になるのである。

## 四 自由慾を束縛する罰

例へば酒保止めとか日曜の謹慎とか云ふやり方で若干時間の若痛を與へて謹慎させるのである何となればこれは時間がかゝる従つてその瞬間は非常に恐れたにしても長時間を経過するに従つて其の恐れが緩んで来るのみならず外出止を命ぜられて却つてうまい事があるかも知れない即ちごろ／＼して居る中に面會人が御菓子を持つて來たとか戰友が酒を携行して來たとか云ふことがないとも限らぬ斯うなると罰の結果は妙なものになる或は退屈の餘り机にきすをつける様な悪戯をすることもあるだらう。

## 五 名譽心に訴ふる罰

これは高尚なやり方で例へば常に人並よりも名譽と云ふことを感じつゝある兵卒に對して殊に不結果であつた成績を揭示すると云ふ様

なものである併し之がために起る結果は必ずしも良いとは言へない。

### 六 威嚇

前述のものと反対なやり方で謂はゞをどしをかけるのである例へば「そんなことをすると中隊長に上申する」とか云ふ類で結局上官が部下に虚言を云ふことになる加之度が重なれば平氣になるものである。

### 第三 小言の言ひ方

これは名の如く口を以て云ふことであるが之にも色々ある。

#### 一 根本的に間違つた小言

1 怒りと叱りととの別を失つたもの。

謂はゞ「怒り叱り」と云ふべきもので吾人は往々叱るのではなくて怒つて居る場合がある、こんな場合には決して小言の根本主義たる愛から出たものではない怒りと叱りととの違ひは云はゞ怒りは一時的の考へであるが叱りは何所までも熟慮から入らねばならぬ。

又「機嫌がへ叱り」とも云ふべき叱り方即ち自分の機嫌次第で叱りもすれば又叱らぬ場合もある或は叱り方をかへるなどと云ふ類もある、班長は中隊長に呼ばれて中隊長室の前に来た、週番下士に中隊長は叱つて居るかと聞いて始めて中隊長室に入ることもある入いつて見ると豈圖らんや中隊長は上機嫌である、不思議だと思ふてよく考へて見ると今日練兵場で聯隊長から賞められたと云つた様なもの或は上官は兵卒の美醜に依つて叱り方を別にするると云ふのも此類である此點から云ふと前列兵と稱して檢閲等に美醜に依つて中隊長の編成を行ふのは果してよいふことであらうか。

此外「憎み叱り」と云ふべきもの即ちそんなに悪い事をした譯けでもないのに日頃の憎みをあれもこれも思ひ出して所謂「日頃の怨み思ひ知れ」と叱ると云ふのもある或は又「長崎叱り」と云ふべき曾てあつた事を思ひ出して今事にかこづけて叱る即ち江戸の怨を長崎で晴

すと云ふ様な方法である。

2 兵卒の本性を明にしない小言

これは「無理叱り」と云ふべきもの例へば「一時間不動ノ姿勢ヲ取ツテ居レ」と云ふ様な類である。

3 形式的の小言

謂は「條文叱り」と云ふべきものでつまり上官の智識によつて夫れに觸れるからと云つて叱る類である。

二、方法の間違つた叱り方

1 高壓的の叱り方

謂は「カミナリ叱り」と云ふべきもので兵卒が未だ悪いと云ふ事を氣がつかない内に頭から叱り飛ばすと云ふやり方である。

2 理屈的の叱り方

「理屈叱り」とか「五月雨叱り」とか乃至「だら／＼叱り」とか或は「あやまら

せ叱り」とか名付くべき叱り方で何事も權利的口上を以て叱るので軍隊間には随分行はれて居る様である。

何時まで叱つても果しがないので結局は叱り手も根氣がつきてあやまらせる然しあやまらせた結果はどうかとか云へば多くは虚偽を表はさせたに過ぎない却つて之も悪い結果を生ずることになる。

3 皮肉叱り

之は「チク／＼叱り」とか「真綿叱り」とか又は「ダンマリ叱り」と云つた様なもので「まー考へて見ようんな事が良いかどうかとか「ドーセ貴様は模範兵だから」と云ふ様な口吻でやる然し多くは兵卒を皮肉ならしめるものである。

4 追迫的叱り

將校室で甲中尉が一人叱ると乙中尉丙少尉と云ふ様にあとから「ソロ／＼叱り」や「タメオキ叱り」中には「思ヒ出シ叱り」や「洗ヒサラ



三

ヒ叱りなど續々出来る幾ら剛情な兵卒でも遂には衆寡敵せずで閉口して仕舞ふが斯くなつては兵卒は逃げ道はない、浮む瀬がないからやけを起して仕舞ふ之がため改善の見込は六つかしい。

1

冤罪

謂はゞ無理叱りとか邪推叱りと云ふもので上官が獨斷で判決して叱るのである。

2

虚榮の叱り

これは「人前叱り」と云ふべきもので人の前で如何にも自分が教育熱心家である如く見せかけてやらうとして叱る類である例へば聯隊長が練兵を見て居ると小隊長は無理に多くの小言を並べて如何にも矯正に熱心であると謂はぬ許りで居るのであるが何ぞ知らん眞の教育熱心家は妄りに兵卒を叱るものでないことを。

3 道樂叱り

「ヒマツプシ叱り」「口クセ叱り」など云ふべき類で比較的暇が多い時例へば週番士官が日曜の晩などに時々見受ける叱り方である。

四

無用の小言

つまり「蛇足叱り」で例へば兵卒が掃除當番中誤つて躓いて食器を破した、兵卒は其の痛みによつて自然の罰を受けたので自ら後悔して居るそれを見ながら班長は叱り出すと云ふ様なことは全く不必要である兵卒は唯だ心中うるさいと感ずる許りである。

第四 叱り方一般の注意

一

兵卒を尊敬せよ信用せよ

苟くも此考へがなければ兵卒を叱る資格はないのである又此考さへあれば實は小言の必要は至つて少なく又誤つた小言も少なくなる、であるから上官が兵卒を叱るには其の一言一行をのみ叱るので決して

兵卒の人格を叱るのではないと云ふことは最も必要と思ふ。

二 形を叱るな内を叱れ

其の及ぼした結果に餘り重きを置かないのか良いつまり其の動機に立ち入つて叱ることが必要である。

三 小言の最大秘訣

曰く正當曰く公平である、つまり理屈に反むかぬ叱り方でなければならぬ。

四 小言の後を完成せよ

叱る事は目的でない叱るのは手段である、であるから叱り放なしは宜しくない。

又叱るにも百方逃途のない様に追ひつめることなく一方に活路を開いてやつて彼等をして後悔の餘地をあらしめる様にすることも必要である。

五 自分單位に小言を爲すな

小言を以て上官の道樂半分に考へてはならぬ又自分に邪魔であるからと云ふて自分單位に兵卒を叱つてはならぬ演習中に喇叭手が一生懸命に喇叭の演習をやつて居ると附近に小隊教練を行つて居つた小隊長は突然喇叭手を叱嘖して追ひ出すことなどもあるが喇叭手こそ災難である。

## 不良兵の教育法 終

大正二年五月二十一日印刷  
大正二年五月二十七日發行

不長兵の教育法奥附

正價一冊金二十五錢

不 翻 複  
許 刻 製

東京市赤坂區表町二丁目一番地

發行兼著者 伊 藤 芳 松

東京市麴町區飯田町二丁目三十三番地

印刷人 松 村 亮

東京市赤坂表町二丁目一番地

◎發行所

電話新橋二六〇五番  
振替貯金口座二〇九八七番

兵 事 雜 誌 社

最新發行好評書

軍隊教育實驗會著 最新刊

模範的小隊長全

牀裁 四六判  
製本上製金文字入  
全一冊 金三十錢  
郵税四錢

從來青年將校の職責を説けるもの少なしとせざるも徒らに理想に走り理論に陥り之を具體的に開陳せしものなき爲め聯が隔靴搔痒の感なき能はざりしが本書は著者が嘗て之を遺憾となし青年將校の修養材料に資せん爲め同人と相圖り廣く親しく模範的小隊長に就て詮衝なる實例を擧げ以て其職責の準目請せし五十人の繩を示せしものなり故に小冊子なり小隊長の座右銘、指南車が借覽若くは寫取を申込む者頗る多しと聞き弊社は斯の如き有益なる書を一部人士の専有に委せんより之を公刊し廣く全軍に益せん事を強請し出版するの光榮を得たるも青年將校諸士は以て益向上發展の資に供し將校生徒諸君は以て將來の目標を捉へ、上長官諸賢は以て後進將校指導の參考せられんことを。

東京市赤坂區表町二丁目一番地

發行所

電話新橋二六〇五番  
振替貯金東京二〇九八七番

兵事雜誌社

新刊の好評書

陣中勤務詳解

陸軍歩兵中佐 菱刈 隆殿校閱  
陸軍歩兵少佐 河西 惟一殿校閱  
陸軍歩兵大尉 三澤 活水殿著

體裁菊判紙數各三百餘頁宛  
木一板各數十個入  
全上下二冊 正價各一冊  
金五十錢宛 郵税金八錢宛

陣中ノ諸勤務ニ關スル事項ハ一ニ我野外要務令ニ遵據セザルベカラズ世間動モズレバトナス然レドモ我野外要務令ハ其原則ニ違反セザル限リ自己ノ胸裏ヨリ編ミ出シ得ベシヨリ其研究ヲ欲セズ然レニ其趣味他ノ戰術ノ如ク華麗ナラザルニ其條規ニ違背シ其範圍ヲ索ルベカラズ又之ヲ研究スルモ徒ニ皮想淺薄ニシテ其精神ヲ闡明スルニ至ラズ而シテ實ラザルナシ其勤務ニ服スルヤ單ニ習慣ト便宜法トニヨリテ一時ヲ糊塗シ去ルモ影響セズ然ラザルナシ幸ニ平時ニ於ケル過失粗漏ハ其身ノ安危ニ關係セズ國家ノ存亡ニ適ヒ其方則ニ遵守ハ且平和破レンカ我前面ニ在ルモノハ死生存亡ヲ争フ實敵ニシテ些ノ過方今戰術研究ノ書類ニ到ツテハ其數極メテ多シト雖陣中勤務ノ研究書數ニ至ツテハ實ニ曉天ノ星ノ如ク寥々トシテ五指ヲ屈スルニ到ラズ殊ニ初級幹部ノ實務施行ニ資スルモノニ到ツテ然リトス是レ特ニ本書ヲ世ニ推獎スル所以ニシテ著者力多年ノ研鑽ト實驗トニ加フルニ菱刈中佐河西少佐ノ懇切詳密ナル校正ヲ經タルモノナルヲ以テ其解釋ノ適切ニシテ周到ナル蓋シ出版界稀ニ見ル良著ナリ江湖ノ諸賢速ニ一本ヲ座右ニ備ヘ以テ其勤務ニ其研鑽ニ資セラレンコトヲ。

發行所

東京市赤坂區表町二丁目一番地  
振替貯金口座二〇九八七

兵事雜誌社

好評第十版發行

研究會著

改正步兵操典詳解

下上

體裁菊判紙數各約三百頁宛  
 上卷一冊 金六十六錢  
 下卷一冊 金五十六錢

數回ノ大戦役ヲ經テ今ヤ我が帝國ハ列強先進國ノ伍作ニ入り最新ノ經驗者トシテ世界軍國ノ間ニ大ニ重キヲ爲セリ  
 宜ナル哉其ノ新經驗ニ準據シテ編成セラレタル步兵操典ノ公示セラレ、ヤ列強競フテ之ヲ翻譯シ一日モ此智識ニ後  
 レザラントシテ其ノ研究ニ努力スルコトヤ、此ノ如キハ實ニ我が陸軍ノ至大ナル名譽ト言ハザル可カラズ然リト雖  
 モ世運ハ須臾モ停滯セズ吾人ニシテ永ク此ノ名譽ヲ失墜セザランコトヲ欲セバ必ズ之ニ對スル責任ノ益々大ニ加フ  
 ルコトヲ覺悟セザルベカラズ著者諸氏深ク感ゼラル、所アリ特ニ會ヲ結ンテ操典ノ研究ニ其ノ熱誠ヲ注キ衆思ヲ集  
 メテ其ノ結果ヲ輯録シ以テ茲ニ本書ヲ公ニセラレタリ世間同感ノ士亦乏シカラス僅カ一歲餘ニシテ  
 又ルコト八回ニ達シ、供給動モスレバ需用ニ伴ハザラン  
 トス而カモ其ノ間會ノ事業ハ益進行シ研究日ニ日ニ新ナルモノアリ乃チ又之ヲ増刷スルノ機ニ際シテ更ニ改  
 版ヲ試ミ改訂増補シテ面目ヲ新ニスルニ至レリ其ノ研究ノ進境ハ大ニ人意ヲ強ウスルニ足ルモノ  
 アリ必ズヤ讀者ノ渴望ヲ醫スルニ餘リアラン讀者其ノ内容ヲ檢シテ此ノ讚辭ノ溢美ニアラザルヲ知ラレヨ。

發行所

電話新橋四二六〇五  
 振替貯金番號二〇九八七

兵事雜誌社

東京市赤坂區表町二丁目一番地

最新發行好評書

陸軍少將 野口坤之閣下校閱  
 陸軍歩兵大尉 三澤活 水殿著

中隊の家庭教育

體裁四六判紙數約百八  
 十頁製本本製金文字入  
 全一冊 金四拾錢  
 郵税金 六錢

軍隊生活を以て一種の家庭生活たらしむる事は是れ内務書の命ずる所にして我が國軍  
 をして一層の元氣を湧出せしむる所以の源泉なり但し言ふは易く行ふは難し日常の生  
 活をして如何にして此新理想に適はしめんか其の方法手段に至りては卓越なる見識と  
 緻密なる實驗とに須たざるべからざるものにして一朝一夕に案出し得らるべきに非ざ  
 るなり本書は著者の熱心なる考察と多年の經驗とを基とし其の濫  
 蓄を傾倒して記述せられたるものにして一言一句實際の必要に觸  
 れざるものなく微に入り細を穿ち悉く人を首肯せしむ實に軍隊  
 家庭の慈父慈母たり又嚴師畏友たる良書といふべし將校下  
 士諸君は座右必ず一本を備へらるべし平生の疑團漠然として氷釋せらるゝ者あらん。

東京市赤坂區表町二丁目一番地

發行所

電話新橋二六〇五番  
 振替貯金東京二〇九八七番

兵事雜誌社

# 教育者と被教育者全

體裁 四六判  
紙數 約三百頁  
正價 一冊 金五十錢  
郵稅 四錢

凡そ世に教育程と雖事なるものなし此難事の任に當る幹部は一刻も之が研究を忽せに爲すべからざるは今更茲に喋々するを要せざる所なり、然るに被教育者の爲めには何々教科書、何々問答と題する参考書數十種あれども尤も肝要を感じ尤も緊要なる教育者と被教育者の連鎖たるべき眞摯なる参考書に至りては未だ世に公にせられたるもの渺なし是れ頗る難事たるにあらざるなきか本書は著者が多年の隊附勤務中に於て各種の教育に従事し教育者として又被教育者として知得すべき諸件を實地に就き研究したる事項を網羅し同好相會する軍隊教育實驗會に研究資料として提出し研究したる其研究録なれば實に得難き好参考書なり

東京市赤坂區表町二丁目一番地

## ◎發行所

電話 新橋 二六〇五  
振替貯金口座 二〇九八七

## 兵事雜誌社

### 研究會員某著

## 實驗に因る 夜間演習教育 全

體裁 菊判  
全一冊 金五十錢  
郵稅 六錢

火器の進歩と日露戰役の實驗は吾人に夜間行動の必要を大に感せしむるに至れり、夜間の行動たるや晝間の行動と異り心理的方面の制肘妨害を受くること實に多大なれば、夜間行動の教育は常に此心理的方面の研究を基礎として教育せざるべからず。本書は即ち此方面より多年實驗攷究したる其成稿にして實に此種教育書の泰斗と云ふも過言にあらずとは世評なり弊社は本書の價値に就き嘖々するを止め左に著者の緒言を掲げ以て廣告に換ゆ。

日露戰役後夜間演習教育ノ必要ヲ唱フル聲年々ニ喧シ之レ自然ノ要求是ヲ然ラシムルモノニアラスシテ何ソヤ。子亦夜間演習教育ニ多大ノ趣味ヲ有シ戰役後之ガ研究ニ焦心シツ、アリ而シテ今ヤ數年ノ經驗ト先輩諸官ノ甚大ナル助言ト指導トニ依リテ其經驗ヲ緝録シテ冊子ヲ作セリ。本書ヲシテ更ニ良好ナルモノヲラシムルハ實ニ大方諸賢ノ貴重ナル實驗ノ發表ト其懇篤ナル助言トニアリ敢テ軍國ノ爲メニ忠實ナル研究ヲ望ミ同時ニ本書ヲ編スルニ當リ甚大ノ助言ヲ與ヘラレタル某校教官諸賢ノ厚意ニ對シ深厚ナル敬意ヲ表ス。

著者 誌

明治四十四年八月

## ◎發行所

電話 新橋 二六〇五番  
振替貯金 二〇九八七番

## 兵事雜誌社

東京市赤坂區表町二丁目一番地

見よ大評本の書

教育者には必ず本を書き手

軍隊教育實驗會著 第三版發行

### 新兵教育の實驗 全

體裁 紙數 約四百六十六頁  
全一冊 郵金 三百六十錢

世ニ實驗ヨリ貴重ナルモノナシ典令教範ハ一字一句モスベテ過去ノ實驗ノ積集ナラザルハナシ典令ノ典令タリ教範タル價值固ヨリ此ニ存ス、カルガ故ニ教官トシテ典令教範ノ命ズル所ヲ完フセンニハ教官自身多大ノ實驗ヲ積ミ以テ典令教範ヲ産出シタル過去ノ實驗者ノ辛苦ヲ體得セザルベカラズ本書ハ實驗會ヲ組成セル著者數氏ガ新兵ノ教育ニ從事スル間ニ這般ノ辛苦ヲ嘗メテ積集セラレタル結果ヲ持チ寄り更ニ之ガ是非得失ヲ考究シテ研鑽ヲ遂ゲタル其ノ實驗ノ經過ヲ著述セラレタルモノ其ノ注意微ニ入り細ヲ穿チ一舉一動モ徹底セザルモノナシ即チ

緒論—助教助手—助教助手ノ人選及ヒ配合—助教助手ノ教育—(精神教育—學科教育—術科教育)—助教助手ノ統御及指導—班ノ編成及古兵ノ統御—新兵ノ操縦法—教育實施一般ノ要領—精神教育—(敬禮演習)—術科教育—(體操)—各個教育—其ノ他諸教練—學科教育—新兵指導ニ關スル細件—結論  
等ノ諸大項目ヨリ成リ全篇貴重ナル實驗ノ結晶ナリ今ヤ新兵教育最重要期ニ際シ其ノ稿本ヲ請ヒ得テ印行スルヲ得ルハ斯界ニ多大ノ貢獻ヲナスモノタルベク本社ノ大ニ光榮トスル所ナリ。

東京市赤坂區表町二丁目一番地

發行所 電話新橋二六〇五番 振替貯金番號二〇九八七番 兵事雜誌社

### 好評噴々たる著書

### 下級教育實施資料 全

體裁 紙數 約四百六十餘頁  
全一冊 郵金 十五錢

軍隊は一大動物なり、將校は其の神經にして下級幹部は其の骨幹なり動物の活動するは神經あるに由る、動物の其の體を支持するは骨幹あるに由る、骨幹たる者、其の任務や大にして其の責や實に重し、故に下級幹部の教育は目下軍隊に於ける大問題の一として當局有志の研究懈ざる所なり。  
本書は都下有數なる某基本中隊の最も經驗深き尉官が操典の主旨と自己多年の研究の結果と被教育者の技倆とに鑑み編纂せられたる下級幹部教育資料である、固より規定的のものではなく資料的のものとして實施上には斟酌の箇所あり、其解釋の明瞭にして正確、説明の嶄新にして穩當なることは疑ひを容るべきでない、操典の實施は下級幹部教育中の最も首要なる科目で其の他の科目は皆附隨である、又制式より戰闘動作が教育上六かしい、されば本資料を資料とし一の標準を定め適當に週間に分布排列し學科に術科に實施せられれば其裨益蓋し決して少なからざるべし。  
著者は記者の強ての懇請を容れられ茲に讀者諸君に此の福音を頌つゝの光榮を有するに至りしなり。

發行所 東京赤坂表町二丁目一番地 電話新橋四二〇二番 兵事雜誌社

### 第三版發行

戸山學校教導大隊中隊長兼教官陸軍歩兵大尉 山本清次殿著

## 歩兵各個教練

全

體裁補珍全文六號字  
製本木ノロース製金文字入  
一冊一冊 郵金 十 五 錢  
稅 一 五 錢

各個教練は凡ての教練の基礎なり此基礎的教練にして完からずんば他の教練を實施するに當りて如何に粉骨碎心の熱誠を以てすとも畢竟徒勞を試むるに過ぎざるのみ故に教官たらんとする者の研鑽討究の第一着手は實に此の各個教練に存せざるべからず而して今や戦後の結果として典令教範は悉く改正せられ加ふるに歩兵科の教育年限は二ヶ年に短縮せられたり即ち原理原則の攻究と之が教育の方法とに於て教官の焦心苦慮すべきもの豈この際に優りて重要なる秋あらむや本書は實に這般研究に斷案を下せるものにして著者は即ち戸山學校の教官として斯界知名の人物、所説は即ち咳唾珠を成す底の卓説その價值豈坊間流布の類書と口を同うして語るべけんや某將校本書を一讀して嗟嘆して曰く是れ實に軍事教育界の燈明臺なりと決して溢美の言にあらざるなり。

### ◎發行所

東京市赤坂區表町  
二丁目一番地

兵事雜誌社

### 再版賣切第三版發行

## 各個散兵教練

兵事雜誌社發行

正價 一冊 八 錢  
郵 稅 二 錢

軍の主とする所は戰鬪に在り其凡百の事皆戰鬪を以て基準とす、故に軍隊教練の精神は一に此主義に率由せざる可からず、而して其部隊教練は各個散兵教練の完成に由りて始めて之を要求するを得、是に由りて之を觀れば各個散兵教練の軍隊教練中に於て至重至要の位地を占むる者たるは復た論議を要せざるなり、夫れ然り啻に此論理を口説するのみならず、之を實際に於て發揮せんと最も緊要なり。本書は多年下級幹部養成の任に當り實地經驗の上歩兵操典。歩兵射擊教範。射擊教範。戰鬪射擊教練。生地散兵教練。戰鬪各個教練等の諸書を引用参照し周到着實の筆を以て極めて平易懇篤に説述せられたるものなり、教育者に取りては好個の参考書となり、被教育者にとりては實に寶庫として一日も座右を離すべからざるものなり。



獨國歩兵大尉 フォンヘルフェルト氏著  
日本士官學校 譯  
日本陸軍歩兵大尉 小島米三郎氏校補

訂正第三版

# 歩兵斥候教育

體裁 菊判半截  
紙數 百八十餘頁  
定價 壹冊金拾貳錢  
郵稅 金貳錢

本書原本は獨逸陸軍歩兵大尉フォン、ヘルフェルト氏の著にして斥候及び偵察の事項に關し有益なる夥多の例證を列舉せり氏の論理に基づき斥候教育の方法を釋明するや一新機軸を出だしその成績を收むること甚だ速かなりと評せられ單に獨逸に於て好評を博したるのみならず隣國佛蘭西に傳誦せられて嘖々の評あり實に現在類書中の白眉とすべきもの我陸軍士官學校に於て抄譯せらるゝに至りたるを以て見るも本書が非凡の價値を有するを知るに足るべし斥候兵の教育に任せらるゝ青年將校及び故參下士は必ず精讀の勞を執らざるべからず又特り歩兵科將校下士にのみ止まるべけんや。

東京市赤坂區表町二丁目一番地

## 發行所

電話新橋二六〇五番  
振替東京二〇九八七番

## 兵事雜誌社

陸軍歩兵大佐 高草木重列殿校訂  
陸軍歩兵中尉 佐々木保次郎殿編述

兵事雜誌社發行

體裁四六版紙數約三百頁

## 初年兵教育 精神訓話 全

正價一冊金五十錢  
郵稅金六錢

世界ハ日本軍ノ批判ヨリ一轉シテ研究ニ移レリ、回顧スレバ明治三十七八年ノ戰役ノ起ルヤ列強ハ我軍人ノ矮身短軀ヲ憐ミ、其活動ヲ疑ヒタリキ、而カモ一戰又再戰砲煙ノ蒙ル間銃聲喧轟ノ秋ニ於テ屍山ヲ攀テ勇シシ血河ヲ涉リシモノハ實ニ彼ノ短軀トシテ其短軀ヲ驅リ毫モ疲勞困憊ノ狀ナカリシモノハ實ニ我ニ武士道アリ、日本魂アリ、臥薪嘗膽茲ニ有餘年玉碎ヲ誓ツテ憤躍國難ニ赴キタルヲ。風里間ニ普ク、質實剛健ノ意氣頓ニ消衰シテ亦タ昔日ノ面影無カラントス、今ニシテ飄然蹶起未タ雨ラサルニ其窓牕ヲ膠セズンバ誰カ昔日ノ我國ノ前途ニ樂觀シ得ンヤ。資質ハ至誠無二ノ精神ニ在リ、武軍隊教育ハ軍人ノ資質ヲ完備セシムルニ在リ、然レトモ眞ニ戰勝ノ道ヲ開拓シ薪然トシテ一頭地ヲ擢スル所以ノ志氣振ハズ思想紊亂歸一スル所ナシ之ヲ軍隊ニ收メテ完全ナル軍人ノ資質ヲ備ヘシメントス教育者ノ苦心憂慮夫レ幾許ゾ。軍心思索シテ此ノ稿ヲ成シ之ヲ實著者ハ此ノ教育ニ任シ重大ノ責任ヲ自覺シテ奮勵シ潛心軍隊並ニ國民ノ教育ニ資シ借嘗シテ自ラ深ク期スル所アリ敢テ江湖同職ノ士ニ呈供シ其稿ヲ請ヒ公刊シテ之ヲ篤學、忠職ノ士ニ頒ツト本書ノ如キハ營ニ軍事教育ノ好侶伴タルニ止マラズ實ニ國民ノ寶典タリ之レ敢テ清鑑ヲ煩ハス所以ナリ。

# 兵事雜誌社出版略目

著譯者	書名	正價	郵稅	著譯者	書名	正價	郵稅
研究會著	戰略戰術詳解 全七冊	各冊七・五	十錢	斷雲 居士著	統帥心理學全	四・〇	十錢
研究會著	新式兵棋詳解全	七・〇	〇八	兵藤 三郎著	最新獨和兵語辭典全	二・五	〇八
研究會著	因ル夜間演習教育全	五・〇	〇六	曾根田中尉著	步兵射擊教練の私解全	五・〇	〇六
軍隊教育	新兵教育ノ實驗全	三・〇	〇六	研究會著	決心問題と着眼點全	五・〇	〇六
有志軍政會著	日露戰射擊教範比較研究	四・〇	〇六	丁丁生著	野外戰術實施 上中下	各冊五・〇	〇六
柳 雨 著	戰 争 ノ 片 影 全	五・〇	〇六	名和少將校閱 仙波少將校閱	徵兵並陸海軍志願者必携 附圖	三・五	〇六
長澤 大尉著	騎砲兵戰術ノ研究全	五・〇	〇六	木全 大佐著	各兵科對壕及坑道 附圖	八・〇	〇六
長澤 大尉著	續騎砲兵戰術ノ研究全	三・〇	〇四		下級教育實施資料全	一・五	〇四
研究會著	改正騎兵操典詳解全	各冊七・五	〇八	森 大尉著	日獨佛戰術比較對照論 全	一・五	〇二
多門 大尉著	予が參加したる日露戰役 (一名日露戰對照戰記)	七・五	〇八	莫科生著	新舊步兵操典對照比較 全	一・五	〇四
久保大尉共著	一の谷源 平 戰 闘 全	二・五	〇四	桑木 中尉著	砲兵小戰術 上下全二冊	各冊三・〇	〇四
米田大尉共著	改正野戰砲兵操典詳解全	七・〇	〇六	川村大尉閣下 勅諭 謹寫	勅諭讀法義解全	二・二	〇三
研究會著	範 例 的 想 定 全	五・五	〇六	蘆谷 大尉著	各種教練と體操全	各冊一・〇	〇六
研究會著	改正步兵操典詳解 上下二冊	下七・〇 上六・〇	〇六	東條中將譯解		各冊一・〇	〇八

東洋陰士譯	英國步兵操典摘要全	一・八	〇三	宇野 教授著	軍隊新算術 卷の上	一・八	〇四
B M 譯	戰爭の軍事上の觀察全	一・八	〇三	武田少將校閱	軍人格言例證全	一・三	〇三
吉野少佐校正	改正獨逸射擊教範全	三・〇	〇四	横井先生校閱	内外百傑 士全	一・五	〇三
某氏の著	部隊戰闘射擊全	二・五	〇四	木村中佐講述	漕艇案 內全	一・五	〇三
井上 大尉著	下士學科教育應用問答 全	二・五	〇四	若林 少佐著	海軍生 活全	二・〇	〇三
大原 少佐著	步兵の攻撃 卷の一	三・五	〇四	本社編輯	軍隊生活 活全	二・〇	〇三
B M 氏譯	戰場に步兵の隊形及運動 全	一・八	〇三	那須舍著	帝國國難の夢 上中下	各冊二・〇	〇三
奥田 大尉著	基本戰術の應用 卷の一	五・〇	〇四	無名氏著	東洋の大波瀾全	二・〇	〇三
A B 氏著	基本戰術研究錄全	二・五	〇四	教育總監部	下士特別國漢文教程全	六・四	〇二
東條 中將著	新獨逸步兵操典對照私解 全	二・〇	〇三	同	下士特別地理學教程全	二・〇	〇六
吉野中佐校正	獨逸機關銃射擊教範全	〇・八	〇三	同	下士特別歷史學教程全	一・五	〇四
I M 氏著	戰爭と外交全	二・〇	〇三	同	清韓兩國地圖全	四・〇	〇二
某氏の著	兵器學試驗問題答解全	一・五	〇三	本社編輯	在郷將校心得全	〇・九	〇二
某氏の著	新式火砲全	〇・八	〇三	同	在郷下士卒教科書全	〇・五	〇二
渥美大尉著	軍隊服務要覽全	二・〇	〇三	同	在郷軍人必携全	一・五	〇四
井上博士講演	武士道全	〇・八	〇三	本社編	近衛步兵第三聯隊眞影	〇・八	〇二
巖山氏著	朝鮮半島の天然と人全	二・三	〇三	蘆谷大尉共著	進化せる幕的的全	〇・五	〇二
石村 教授著	讀法誓文術義全	二・三	〇三	相良大尉共著	游泳教育全	〇・二	〇二

佐藤 少佐譯	千九百 獨逸野外要務令全	七〇	〇八	士官學校譯	單戰鬪及復戰鬪全	四〇	〇六
東條 中將著	步兵操典改正草案詳譯 全第一卷第二卷第三卷	一五〇	一三	參謀本部譯	古今戰法全	三五	〇六
河村 中佐著	改訂步兵操典比較研究 全	三〇	〇四	和田 中佐著	決戰準備射擊距離論 全	二二	〇三
松山 大尉著	改正理外要務令の應用 全	七〇	〇六	M K 氏著	小戰例評論及問題 第一	〇八	〇三
東條 中將著	步兵教練の彙全 各冊	一〇〇	〇八	河村 大尉著	戰術研究 究全	二五	〇四
竹本 少佐著	應用戰術講授錄二各一冊 將校用五分一地圖全各付各一冊	一〇〇	〇八	坂田 中佐譯	青年將校の職責全	三五	〇四
研究會編	必携作 戰網 要全	一〇〇	〇八	奧村中佐譯	下士の職責全	一五	〇三
東條 中將著	戰術應用例全	二五	〇四	本社編	性行字類全	〇七	〇三
晴軒 居士著	陸軍戰術再審問題答辭 全	五〇	〇六	桂法學士講演	各兵科論理學講義全	三五	〇四
松山 大尉著	戰鬪原則の應用 第一卷	三〇	〇四	小島大尉校譯	步兵斥候教育全	二三	〇三
奧田 大尉著	夜間戰鬪論全	五〇	〇六	無名氏著	各個散兵教練全	〇八	〇三
木全大佐校止	日露戰役の實野戰築城全	三五	〇六	陸軍戸山學校	射擊速度教育方法全	一五	〇三
有川少佐校止	步兵各個教練全	一五	〇三	士官學校譯	下士教育指針全	一五	〇三
山本 大尉著	戰術想定作為法全	五〇	〇四	沼野少佐校正	體操幫助法全	二三	〇三
晴軒 居士著	兵器學 全第一卷第二卷	四三〇	二四	N B 氏著	各兵科野外必携全	一八	〇三
垂井中佐共著	應用戰術研究錄全	五〇	〇四	舊工兵操典	坑道讀本全三冊 卷の二	一五〇	一五
A B 氏著	圖上戰術研究錄 第一輯	二〇	〇四	太田中佐校正	假備築城全	一五〇	一五

297  
51

297  
51

終

